

令和6年度

業務の品質確保・生産性向上等に関する説明会

令和6年8月5日

北陸地方整備局 企画部 技術管理課

説明会の主旨

- 設計業務は、社会インフラの設計・施工・管理の上流に位置し、公共工事の品質の確保を図る上で非常に重要となります。
- 業務の「品質確保」、及び「生産性の向上」に関する各種試行の取り組み、並びに「担い手確保・育成」に関する取り組みを確実に進めるため、受注者（建設コンサルタント、測量、地質調査等）と発注者（調査職員等）が合同で説明を聴くことにより、各種取り組みに対する双方の理解と問題意識の共有を図ることを目的に開催するものです。

I. 品質確保・生産性向上等の取り組みについて

1. 品質確保、生産性向上

- ◆業務内容に応じた適切な発注方式の選定
- ◆国土交通省登録技術者資格の活用
- ◆低入札対策
- ◆良く分かる設計業務等の品質確保(履行期限の平準化、履行期間の確保、条件明示チェックシート、業務連携会議(4者会議)、合同現地踏査、業務スケジュール管理表、ワンデーレスポンス、詳細設計照査要領、赤黄チェック、ウィークリー・スタンス)
- ◆土木設計業務等変更ガイドライン及び事例集
- ◆設計と工事の図面の取り扱い
- ◆その他(業務のWEB会議の実施、業務のWEB会議による完成検査、生産性向上技術活用表彰)

2. 担い手確保・育成

- ◆就業環境改善の取り組み(ウィークリー・スタンス、マンスリーケア)
- ◆若手技術者育成支援の取り組み
(3ステージ・アクション、総合評価落札方式(自主的照査併用型)、ダイバーシティー推進型業務委託)

3. その他

- ◆令和6年度 積算基準改定の概要
- ◆令和6年度 共通仕様書改定の概要
- ◆入札契約に関する留意事項

II. 最近の取組紹介

1. 令和5年度からのBIM/CIM原則適用について
2. 業務におけるASPの活用
3. オンライン電子納品の運用拡大について
4. コリンズ・テクリス登録内容確認のオンライン化について

第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善	●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	●スライド条項の適切な活用（変更契約）	●資材高騰分等の転嫁円滑化 - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革・環境整備	●休日確保の促進 ●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】	●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
生産性向上		●ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進	●ICT指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化
地域における対応力強化	地域建設業等の維持	●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）	（参考） ◇公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注体制強化	●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】	

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律 概要（R6改訂）

令和6年6月19日公布・施行
(測量法改正の7年4月施行部分を除く。)

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、**将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現**

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

測量業の担い手確保

- ・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）
- ・測量業の登録に係る暴力団排除規定⁴等

(参考)「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」(令和2年改訂)

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成(令和2年)

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

工事

測量、調査及び設計

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 歩切りの根絶
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 施工時期の平準化
- ⑤ 適正な工期設定
- ⑥ 適切な設計変更
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

災害対応

- ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用
- ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入
- ③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携

必ず実施すべき事項(測量、調査及び設計)

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、市場における技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を的確に反映した積算を行う。

② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。予定価格は、原則として事後公表とする。

③ 履行期間の平準化

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。

具体的には、繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

④ 適正な履行期間の設定

履行期間の設定に当たっては、業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて準備期間、照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日、天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する。

⑤ 適切な設計変更

設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致しない場合等において、設計図書の変更及びこれに伴って必要となる契約額や履行期間の変更を適切に行う。その際、履行期間が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用する。

⑥ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握するとともに、各発注者は必要な連携や調整を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める。

実施に努める事項(測量、調査及び設計)

① ICTを活用した生産性向上(新)

業務に関する情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIMや3次元データ**を積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、**情報共有システム等の活用の推進**に努める。また、**ICTの積極的な活用**により、**検査書類等の簡素化や作業の効率化**に努める。

② 入札契約方式の選択・活用

業務の発注に当たっては、**業務の内容や地域の実情等に応じ、プロポーザル方式**、総合評価落札方式、価格競争方式、コンペ方式等の**適切な入札契約方式を選択**するよう努める。

③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用

技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務においては、**プロポーザル方式により技術提案**を求める。

また、豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**海外での業務経験を有する技術者の活用**等も考慮するとともに、業務の内容に応じて国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を評価の対象とするよう努める。

④ 履行状況の確認

履行期間中においては、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日にしない等の**ウィークリースタンスの適用**や**条件明示チェックシートの活用**、**スケジュール管理表の運用**の徹底等により、履行状況の確認を適切に実施するよう努める。

⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

設計業務については、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い受発注者間で共有するため、**発注者と受注者による合同現地踏査の実施**に努める。**テレビ会議**や現地調査の臨場を要する確認等におけるウェアラブルカメラの活用などにより、**発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努め**、情報共有が可能となる環境整備を行う。

災害対応(工事・業務)

① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用

災害時の入札契約方式の選定にあたっては、工事の緊急度を勘案し、随意契約等を適用する。

災害協定の締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約の相手を選定するとともに、書面での契約を行う。

災害発生後の緊急対応にあたっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能な者を選定することや、概算数量による発注を行った上で現地状況等を踏まえて契約変更を行うなど、工事の緊急度に応じた対応も可能であることに留意する。

② 現地の状況等を踏まえた積算の導入

災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労働力や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、積極的に見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定する。

③ 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

災害発生時の状況把握や災害応急対策又は災害復旧に関する工事及び業務を迅速かつ円滑に実施するため、あらかじめ、災害時の履行体制を有する建設業者団体や業務に関する各種団体等と災害協定を締結する等の必要な措置を講ずるよう努める。災害協定の締結にあたっては、災害対応に関する工事及び業務の実施や費用負担、訓練の実施等について定める。また、必要に応じて、協定内容の見直しや標準化を進める。

災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に面的に生じるため、その被害からの復旧にあたっては地域内における各発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組む。

I . 品質確保・生産性向上等の取り組みについて

1. 品質確保、生産性向上

業務内容に応じた適切な発注方式の選定

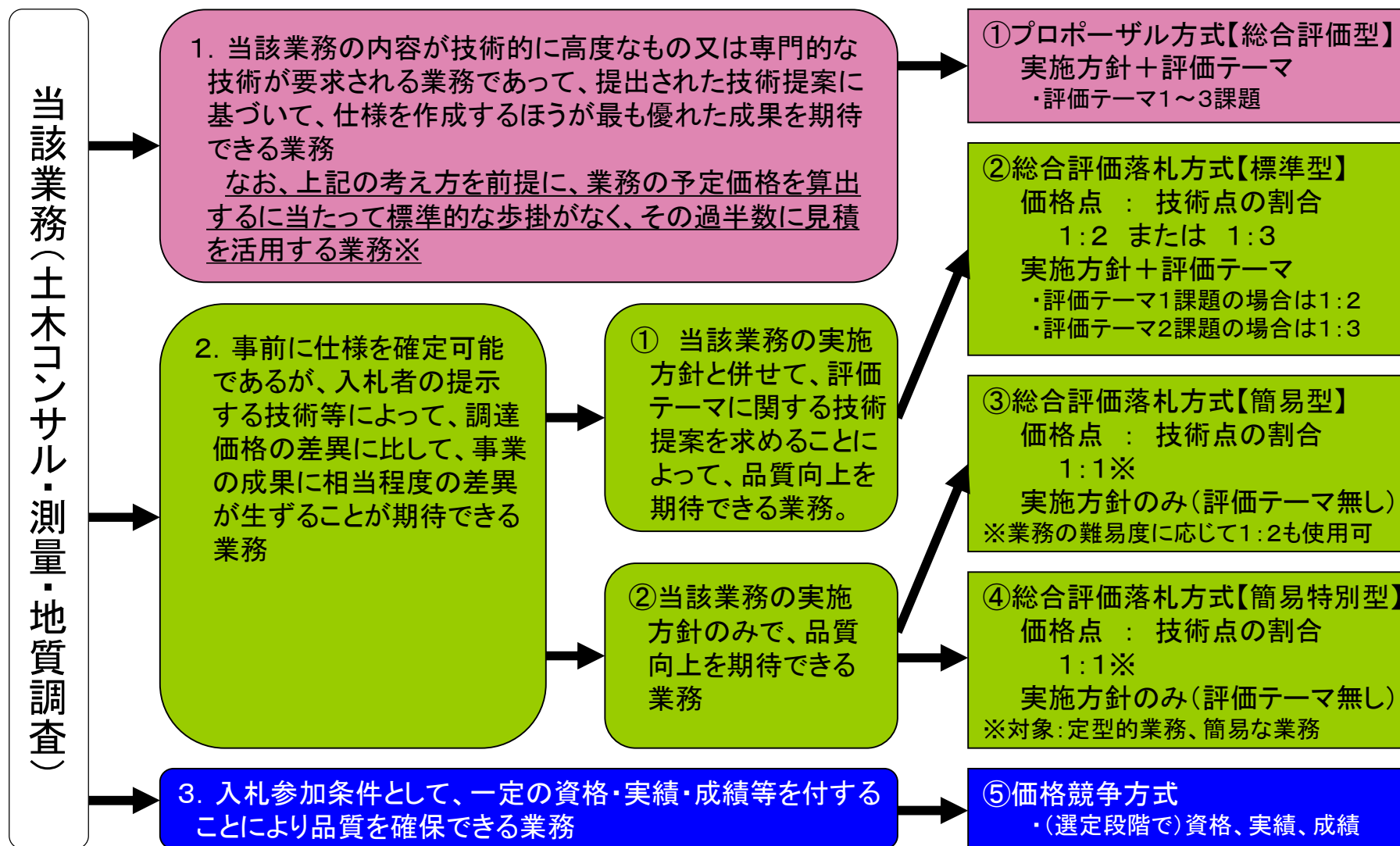
建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン
(平成27年11月(令和5年3月一部改定))

<https://www.mlit.go.jp/tec/content/001598728.pdf>

発注方式の選定フロー

発注方式の選定フロー

発注方式

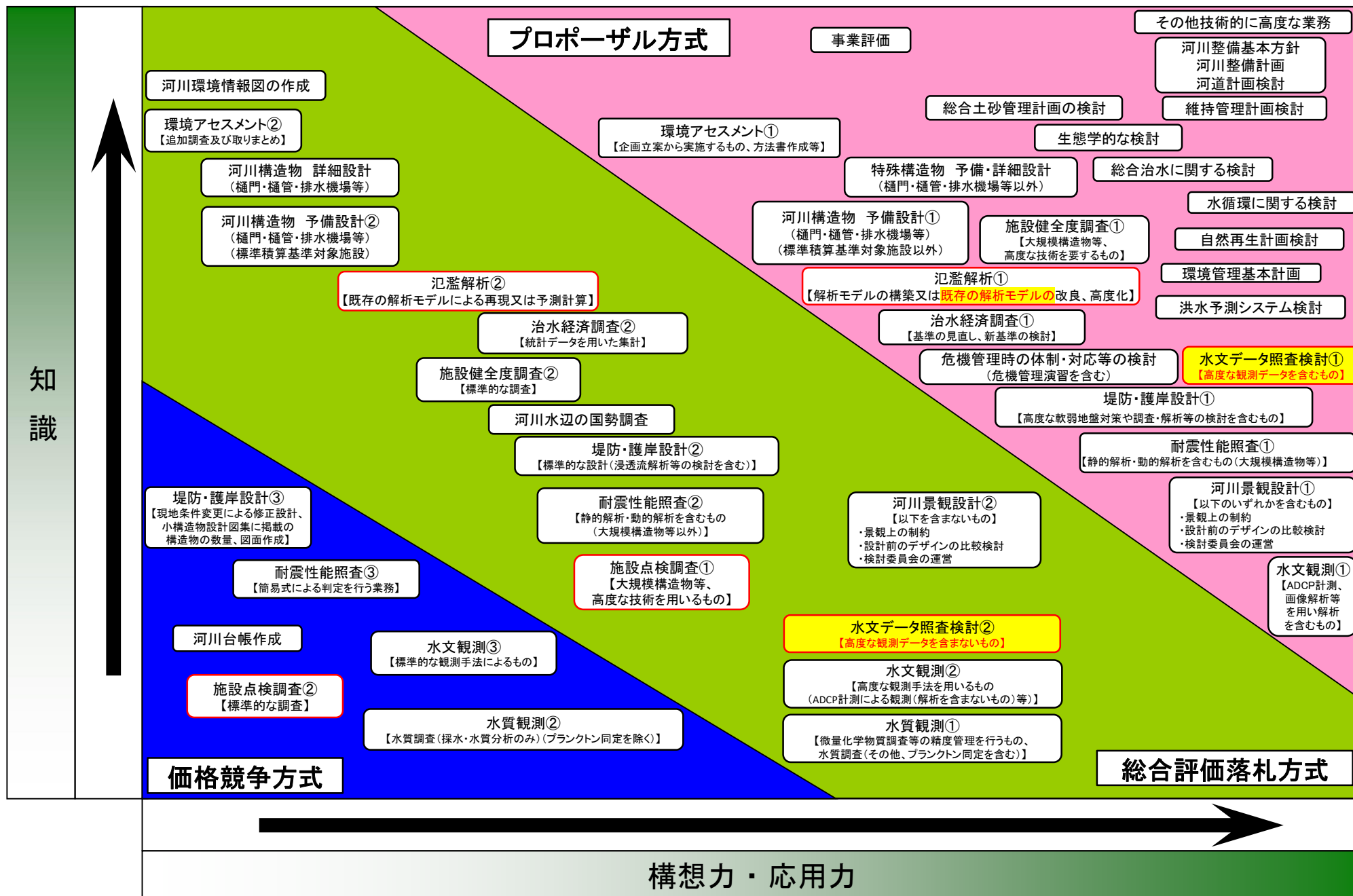


※ 予定価格の算定において、その過半数に見積もりを活用する業務であっても、業務内容が技術的に高度でないもの又は、専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については、総合評価落札方式又は価格競争方式を選定

※ 政府協定対象外業務のプロポーザル方式の業務は、5,000万円を超える業務でも簡易公募型プロポーザル方式とする。
 また、政府協定対象外業務の競争入札方式の業務で4,000万円を超える業務は簡易公募型競争入札とする。

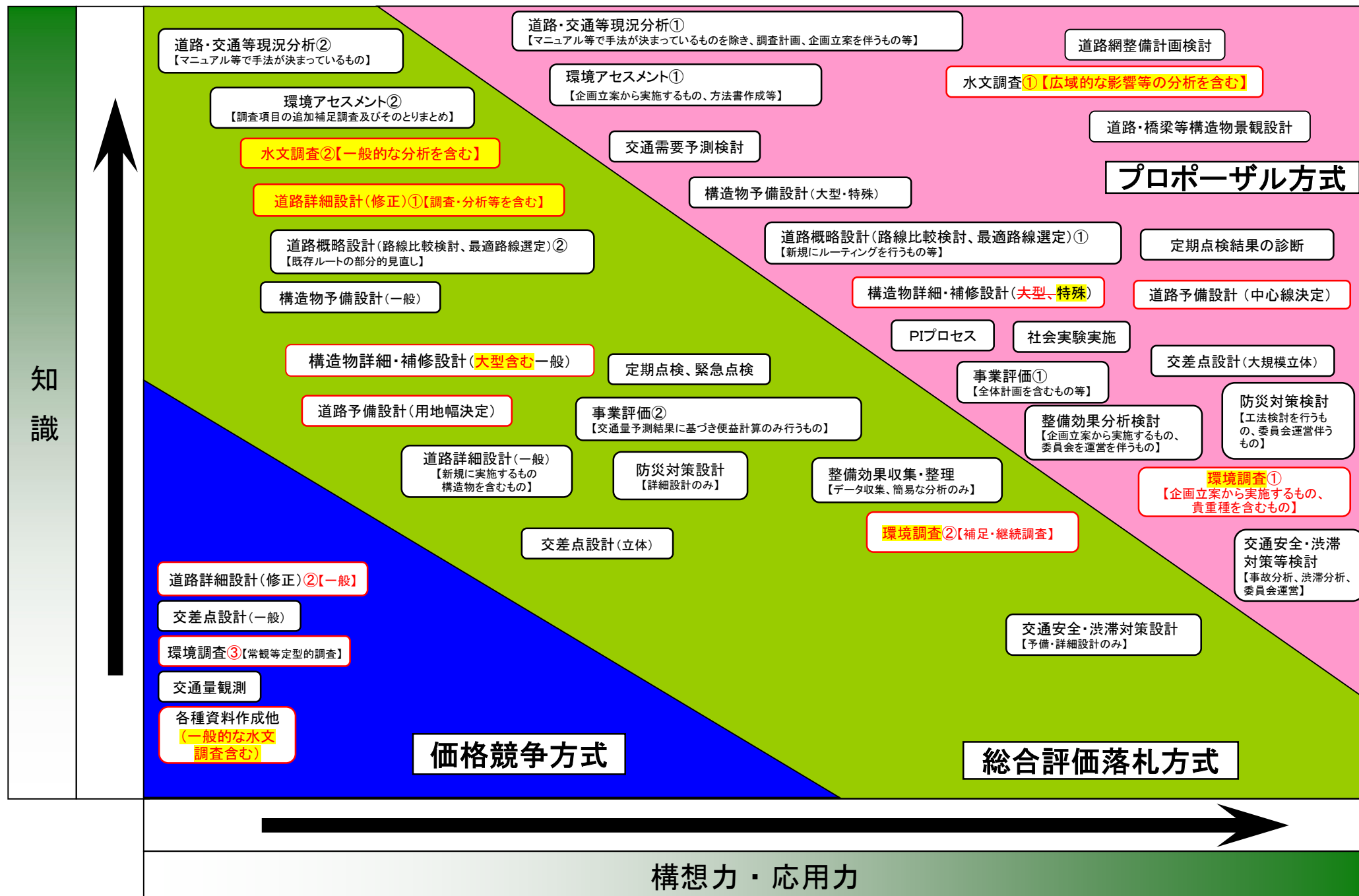
※ 協議調整、地元説明、厳しい施工条件での設計等、業務の特性を考慮の上、プロポーザル方式の選定も検討する。

業務内容に応じた適切な発注方式の選定〔河川事業〕

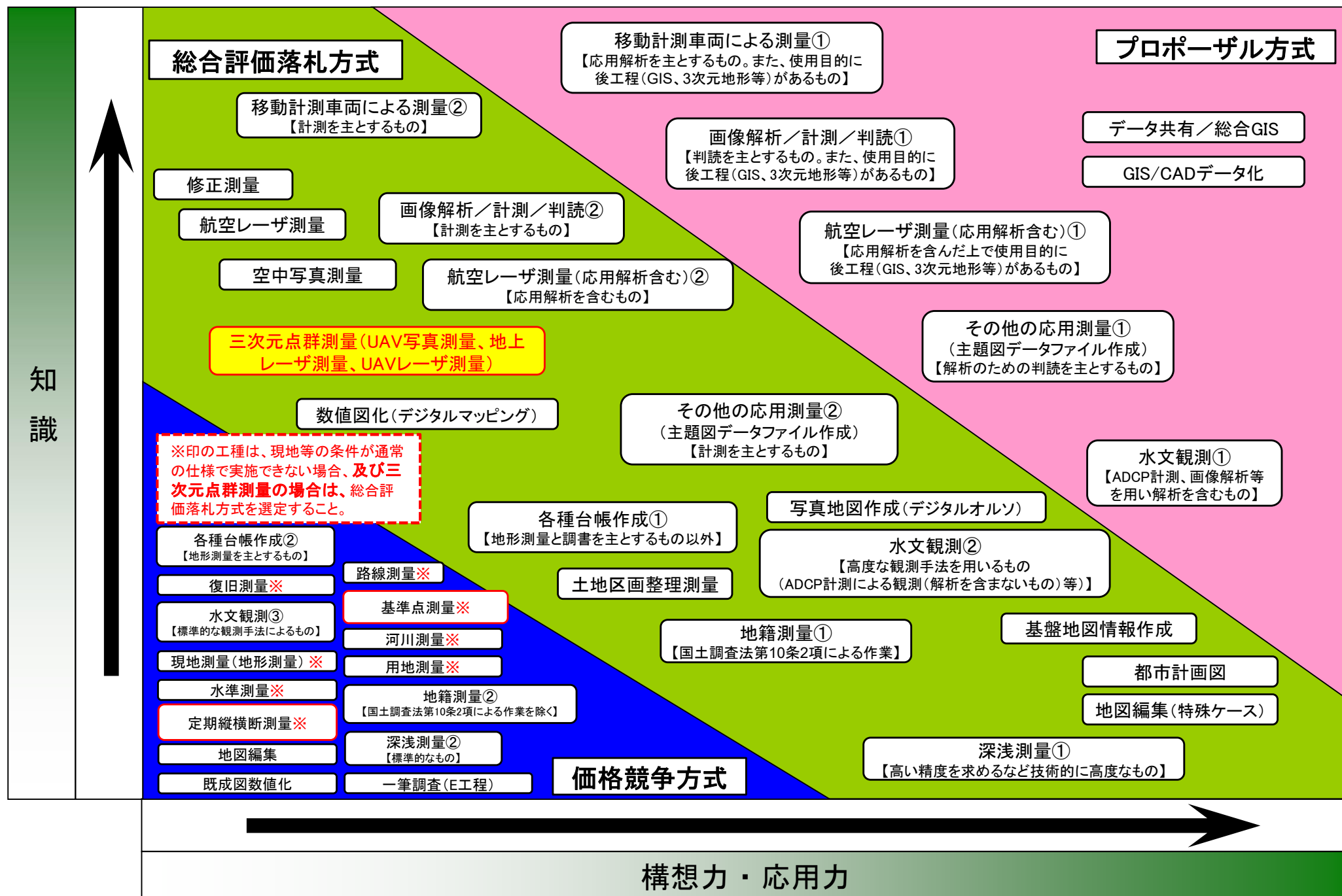


※海岸事業・砂防事業は、本表に準じて選定する。

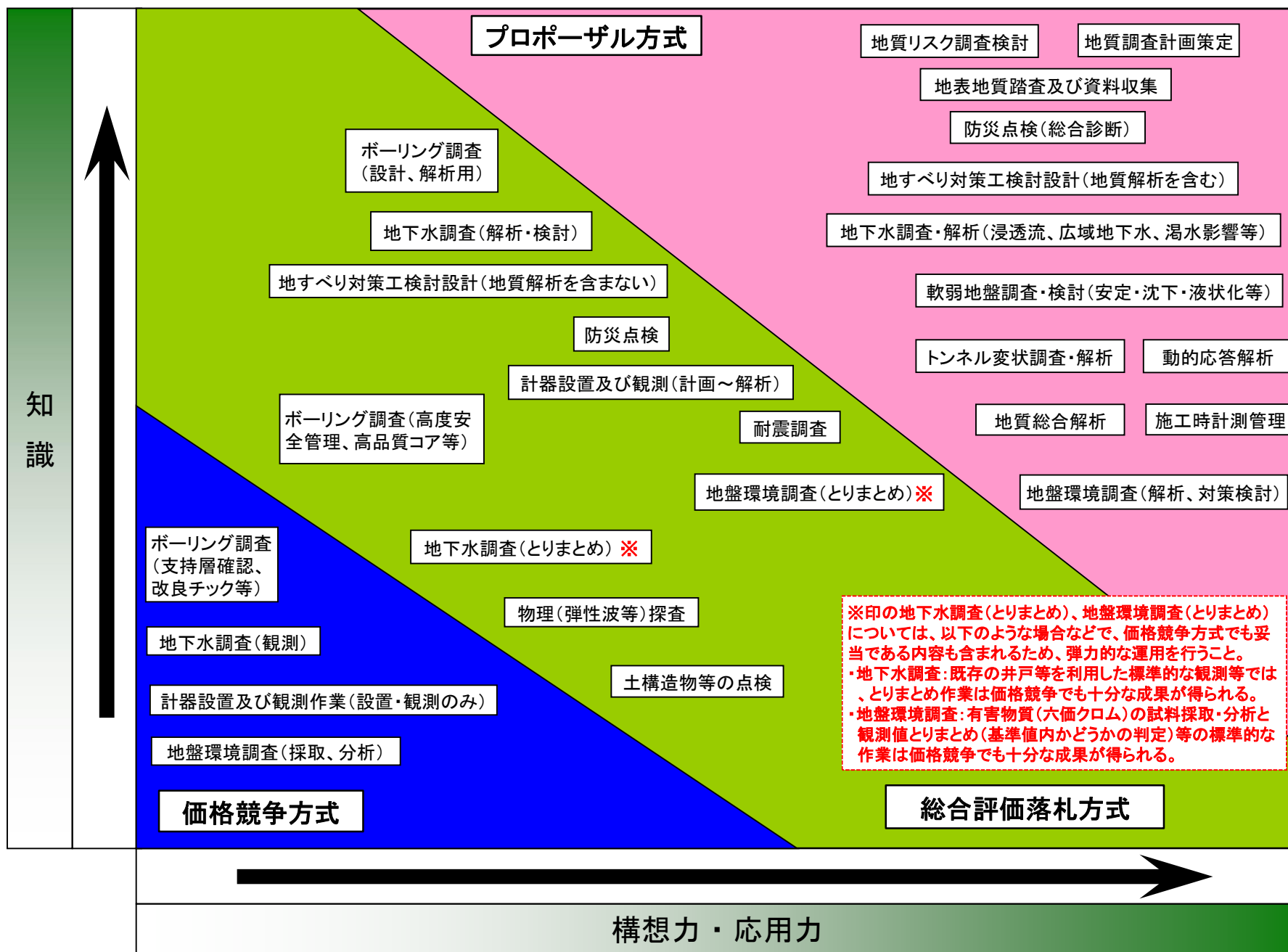
業務内容に応じた適切な発注方式の選定〔道路事業〕



業務内容に応じた適切な発注方式の選定〔測量調査〕



業務内容に応じた適切な発注方式の選定〔地質調査〕



総合評価落札方式(簡易(特別)型)〔北陸試行〕

- 【目的】 1. 土木コンサルタント業務においては、**地元企業の受注が少ない状況**
⇒ 地元企業の受注実績は、**全体件数の約1／3程度**
2. 総合評価方式をより広く普及し、**地元企業の受注機会を確保**するため、入札契約手続きを簡略化した「簡易特別型」総合評価落札方式の試行を推進
(H22～試行、H24～測量・地質業務拡充、H25～評価点の一部変更、H30～**対象業務2千万円に拡大**)

【試行内容】

地域防災の担い手確保として、地元企業の受注機会の創出が期待できる。

■対象業務:

予定価格2千万円以下の土木コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務で**定常的又は簡易な業務**(県内に本店を有する企業で競争性が保てる業務)

■参加要件:

〇〇県内(又は北陸地方整備局管内)に本店を有すること

■技術評価点:

地域精進度(当該事務所周辺の受注実績)の評価に重点を置いている

- ①指名段階、入札段階の予定管理技術者の**地域精進度を高めに配点**
- ②指名段階の参加表明者、予定管理技術者の**業務成績を低めに配点**
- ③入札段階の予定管理技術者の**同種・類似実績は評価しない**

技術評価点の配点内訳

	評価項目	簡易型	簡易(特別)型	
			配点	100点換算
指名段階	参加表明者	建設コンサルタント登録等	5	12.5
		同種又は類似業務等の実績の内容	5	12.5
		地域貢献度(災害協定に基づく実績)	-	-
		過去4年間の業務成績	5	12.5
		過去2年間の業務表彰	-	-
	予定管理技術者	技術者資格	5	12.5
		同種又は類似業務等の実績の内容	5	12.5
		地域精進度(当該事務所周辺の受注実績)	5	12.5
		過去4年間の業務成績	10	25
		過去4年間の業務表彰	-	-
	配点合計		100	100
入札段階	予定管理技術者	技術者資格	5	10
		同種又は類似業務等の実績の内容	-	-
		地域精進度(当該事務所周辺の受注実績)	10	20
		過去4年間の業務成績	10	20
		過去4年間の業務表彰	-	-
	実施方針	目的、条件、内容の理解 地域の実情を把握した提案	20	40
		業務量把握の妥当性	5	10
	配点合計		100	100

総合評価落札方式(自主的照査併用型)〔北陸試行〕

【目的】

経験の少ない若手(40歳以下)を管理技術者に配置し、自主的にベテラン、シニア技術者等を技術者を配置し照査することにより、若手技術者の人材確保・育成、及び建設シニア等からの技術伝承を促す方式として試行

【期待される効果】

若手技術者の受注機会が増え、経験実績を得られる。
(品質はベテラン・建設シニア等の照査により確保)

【試行内容】

予定管理技術者として、経験の少ない若手(40歳以下)を配置し、加えて品質を担保するため自主的に建設シニア等のベテランの照査技術者(「自主的照査技術者」という。)を配置する場合、総合評価で加点する。

■対象業務

・総合評価(簡易型1:1)のうち**発注者が指定した業務**

■自主的照査技術者を配置する場合の条件

- ・予定管理技術者(若手技術者)の年齢が40歳以下
- ・予定管理技術者(若手技術者)より**経験・資格が上位の技術者**
- ・自主的照査は、**通常の照査とは別に実施(費用は計上しない)**

■技術評価点

- ・指名段階、入札段階の参加表明者、予定管理技術者の**地域要件を評価せず、若手技術者の配置に配分**
- ・実施方針の**目的、条件、内容の理解及び地域の実情にあった提案の配点を下げ、照査項目の提案に配分**

技術評価点の配点内訳

	評価項目		簡易型	自主的照査併用型
指名段階	参加表明者	建設コンサルタント登録等	5	5
		同種又は類似業務等の実績の内容	5	5
		地域貢献度(災害協定に基づく実績)	5	—
		過去4年間の業務成績	30	30
		過去2年間の業務表彰	5	5
	予定管理技術者	技術者資格	5	5
		同種又は類似業務等の実績の内容	5	5
		地域精通度(当該事務所周辺の受注実績)	5	—
		若手技術者の配置	—	10
		過去4年間の業務成績	30	30
		過去4年間の業務表彰	5	5
	配点合計		100	100
入札段階	予定管理技術者	技術者資格	5	5
		同種又は類似業務等の実績の内容	10	10
		地域精通度(当該事務所周辺の受注実績)	10	—
		若手技術者の配置	—	10
		過去4年間の業務成績	20	20
		過去4年間の業務表彰	5	5
	実施方針	目的、条件、内容の理解 地域の実情を把握した提案	40	30
		業務量把握の妥当性	10	10
		照査項目の提案	—	10
	配点合計		100	100

ダイバーシティ推進型業務委託〔北陸試行〕

建設コンサルタント業務等の品質確保には、業務を実施する技術者の多様性(経験年数、価値観等)が有効な場合があります。
また、担い手の確保・育成のためにも、次代担い手(女性・若手技術者)を積極的に配置がすることが必要です。
これらを踏まえ、次代担い手(女性・若手技術者)を含む多様性(経験年数、価値観等)を加味した技術者の配置により、業務成果の品質向上を図る業務委託を試行しています。(配置予定技術者の構成に応じて評価)

＜対象業務＞ H29～

プロポーザル方式により発注する概ね予定価格2,000万円程度以下の「計画・検討系業務」等を対象とする。

※各事務所1件以上(総合事務所においては治水・道路毎に1件以上)試行する。

【拡大】R2～

プロポーザル方式により発注する土木関係建設コンサルタント業務を対象とする。

※各事務所1件以上(総合事務所においては治水・道路毎に1件以上)試行

＜評価方法＞

管理技術者、担当技術者(登録順位の上位2名までが対象)の構成により、実施方針の「その他(地域の実情にあった提案)」の10点満点のうち、「多様性」に最大5点を分配する。

【多様性5点】

次の全ての要件を満たし、かつ管理技術者を含めた技術者を3名以上配置している。

- ①女性技術者を配置している。
- ②若手技術者(30歳以下)を配置している。
- ③配置予定技術者の最年長と最年少の年齢差が20歳以上である。

【多様性2点】

次の全ての要件を満たし、かつ管理技術者を含めた技術者を3名以上配置している。

- ①女性技術者を配置している。
- ②若手技術者(35歳以下)を配置している。
- ③配置予定技術者の最年長と最年少の年齢差が15歳以上である。

※年齢評価の考え方

当初設定する履行期限(工期の末日)時点の年齢で評価する。

「多様性5点」の例

(例1)	(例2)	(例3)
		
管理(男性)50歳	管理(男性)55歳	管理(女性)45歳
		
担当(男性)40歳	担当(女性)40歳	担当(男性)50歳
		
担当(女性)30歳	担当(男性)30歳	担当(男性)30歳

「多様性2点」の例

(例1)	(例2)	(例3)
		
管理(男性)50歳	管理(男性)55歳	管理(女性)45歳
		
担当(男性)40歳	担当(女性)40歳	担当(男性)50歳
		
担当(女性)35歳	担当(男性)35歳	担当(男性)35歳

総合評価落札方式(一括審査方式)〔北陸試行〕

内容・目的が同種の業務であり、技術評価等の項目が同じ業務となる場合、その業務の品質を確保した上で、受発注者の負担軽減のため、提出する技術資料(実施方針又は技術提案のテーマ)を同一のものとすることができる一括審査方式の施行を継続する。

【一括審査のイメージ】

業務 開札順 (落札決定順)	①業務 1番目	②業務 2番目	③業務 3番目
	↓ 評価点順位	↓ 評価点順位	↓ 評価点順位
業者 A	落札決定 1位	入札無効 1位	入札無効 1位
業者 B	未提出	落札決定 2位	入札無効 2位
業者 C	2位	3位	落札決定 3位
業者 D	3位	未提出	4位

※順位づけの後、評価値の最上位の者から落札決定する。
※落札決定を受けた者は、以降の入札は無効となる

【一括審査方式の適用条件】 ①～⑥全ての条件を満たすこと。

- ①支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である業務
- ②業務の内容・目的が同種の業務
- ③技術評価等の項目や実施方針又は技術提案のテーマが同一の業務
- ④業務規模(金額)が同程度で多数の参加希望者が見込まれる業務
- ⑤入札公告、参加表明書及び技術提案書の提出、入札、開札のそれぞれを同一日とする業務
- ⑥総合評価落札方式(1:1)、「簡易特別型」総合評価落札方式またはプロポーザル方式(令和6年度より適用)で発注する業務(但し、発注方式(1:1と簡易特別型)の混在は認めない)

※一括審査方式を採用する場合は、事前に技術管理課にご相談ください。

【資料提出のイメージ】

◆2業務すべてに参加を希望する場合。

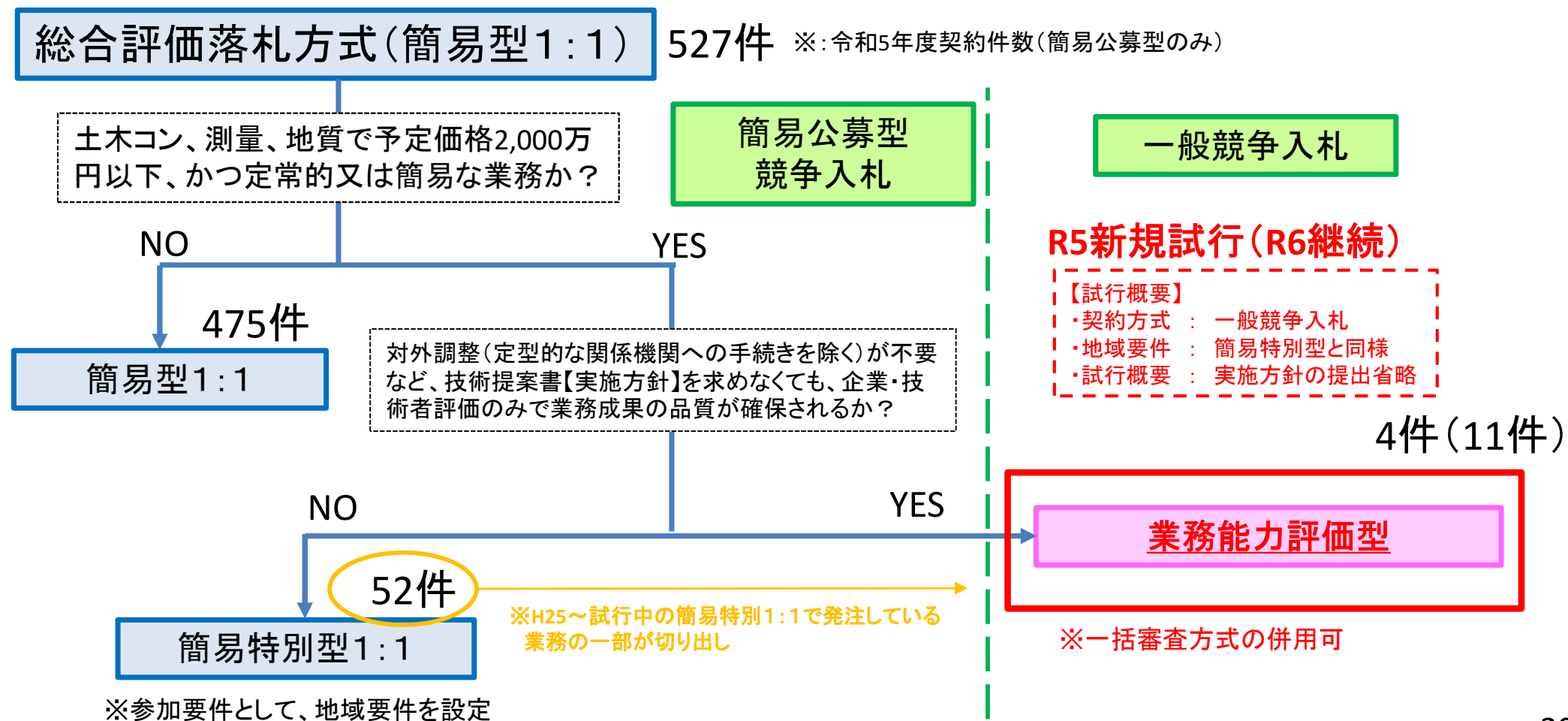
①業務	様式-1	様式-2	様式-3	~	様式-19
②業務	様式-1	①業務と同様である旨を記載。 (様式-2 ~ 19省略)			

一般競争入札方式(業務能力評価型)〔北陸試行〕

業務能力評価型：R5～

- 比較的技術的難易度が高くなく、関連業務や関係機関、地元などとの対外調整が不要な一般的な設計（修正設計含む）、測量・地質調査、点検などでは、技術提案書【実施方針】の提案内容が一般的になりやすい。
- また平準化の移行期において、年度末工期の業務のとりまとめと技術提案書の作成時期が重複するなどの課題に対応するため、技術提案書の提出を省略する「総合評価方式（業務能力評価型）」を令和5年度より新たに試行

■対象業務選定フロー



1. 品質確保、生産性向上

国土交通省登録技術者資格の活用

国土交通省登録技術者資格の適用について①

【背景】

- ・老朽化施設の増加と維持管理に関する法令等の整備に伴い、今後点検・診断等の業務の増加が見込まれる
- ・業務発注時に、特に市町村において技術者の資格が十分活用されていない
- ・平成26年6月改正の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、資格等による適切な能力の評価が規定

【検討】

—登録資格の活用の方向性を検討—

1. 業務成績と資格保有の関係分析

国家資格 > 民間資格(専門分野) > 民間資格(その他分野)

2. 評価の順位付けの検討

①国家資格 ②登録資格※1 ③民間資格(その他)※2

3. 運用ガイドラインへの反映の検討

- ・管理技術者は、「選定・指名段階」「特定・入札段階」で「原則として設定」
- ・担当技術者は、「特定・入札段階」で「原則として設定」

※1 登録資格 : 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程に基づき、登録される民間資格。
付与される民間資格の最小区分。

※2 民間資格(その他) : 民間資格のうち、登録資格を除いた資格。

【決定】

国土交通省が業務内容に応じて必要となる知識・技術を登録要件として明確化し、登録要件等に適合すると評価された民間資格を登録する登録規程を国土交通大臣が告示。

平成26年11月28日登録規程告示
(平成26年国土交通省告示第1107号)

【対応】

平成26年11月28日登録規程告示(平成26年国土交通省告示第1107号)により、技術者資格登録簿に登録された資格について積極的に活用することで品質を確保。

【運用】

平成27年度から、国土交通省登録技術者資格の登録制度の対象業務(点検・診断・補修設計)については、管理技術者及び担当技術者の資格を、「選定・指名段階」並びに「特定・入札段階」において、適切に評価すべく評価のウェイト等に反映。

令和6年2月現在、計389資格について発注業務に順次活用中

国土交通省登録技術者資格の適用について②

登録年月日	登録番号 (品確技資第〇号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業 務	知識・技術を求める者		
令和2年2月5日	第1号	RCCM (河川、砂防及び海岸・海洋)	砂防設備	点検・診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 野崎 秀則 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和2年2月5日	第2号	RCCM (河川、砂防及び海岸・海洋)	地すべり防止施設	点検・診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 野崎 秀則 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和2年2月5日	第3号	地すべり防止工事士	地すべり防止施設	点検・診断	管理技術者	一般社団法人斜面防災対策技術協会 辻 裕 東京都港区新橋6丁目12番7号 新橋SDビル6階	一般社団法人斜面防災対策技術協会 東京都港区新橋6丁目12番7号 新橋SDビル6階
令和2年2月5日	第4号	RCCM (河川、砂防及び海岸・海洋)	急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 野崎 秀則 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和2年2月5日	第5号	海洋・港湾構造物維持管理士	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	一般財団法人沿岸技術研究センター 宮崎 祥一 東京都港区西新橋1-14-2 新橋エス・ワイビル5階	一般財団法人沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1-14-2 新橋エス・ワイビル5階
令和2年2月5日	第6号	RCCM (河川、砂防及び海岸・海洋)	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 野崎 秀則 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和2年2月5日	第7号	上級土木技術者 (流域・都市) コースA	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	公益社団法人土木学会 谷口 博昭 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会 技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第8号	上級土木技術者 (海岸・海洋) コースB	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	公益社団法人土木学会 谷口 博昭 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会 技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第9号	道路橋点検士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般財団法人橋梁調査会 藤川 寛之 東京都文京区音羽2-10-2 音羽NSビル8階	一般財団法人橋梁調査会 東京都文京区音羽2-10-2 音羽NSビル8階
令和2年2月5日	第10号	RCCM (鋼構造及びコンクリート)	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 野崎 秀則 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和2年2月5日	第11号	一級構造物診断士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般社団法人日本構造物診断技術協会 森元 峯夫 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号 新宿アイランドアネックス307号室	一般社団法人日本構造物診断技術協会 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号 新宿アイランドアネックス307号室
令和2年2月5日	第12号	二級構造物診断士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般社団法人日本構造物診断技術協会 森元 峯夫 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号 新宿アイランドアネックス307号室	一般社団法人日本構造物診断技術協会 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号 新宿アイランドアネックス307号室
令和2年2月5日	第13号	土木鋼構造診断士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般社団法人日本鋼構造協会 藤野 陽三 東京都中央区日本橋3-15-8 アミノ酸会館ビル3階	一般社団法人日本鋼構造協会 土木鋼構造診断士特別委員会 東京都中央区日本橋3-15-8 アミノ酸会館ビル3階

総合評価落札方式における国土交通省登録資格との組合評価について(試行)

組合せ加点 (国土交通省登録資格) R 5 試行変更【R 6 継続】

○令和4年度より、技術士・博士の資格に、業務内容に応じて高い専門力を有する「国土交通省登録資格」と組合せて加点する試行を実施。令和5年度以降、対象をプロポーザル方式、担当技術者に拡大して試行を継続。

(令和4年度試行)

(令和5年度以降 試行)

対 象

方 式：総合評価落札方式
技術者：管理技術者
(登録資格を求める場合)



方 式：総合評価落札方式 + **プロポーザル方式**
技術者：管理技術者 + **担当技術者 ※1**
(登録資格を求める場合) (登録資格を求める場合)

※1 担当技術者に資格を求める場合

試行の
考え方

- 技術士とRCCM・土木学会認定技術者は、共に、「幅広い技術的な知識を持つ資格」であるため、双方の組合せによる加点は行わないものとする。
- 国土交通省登録資格をRCCM・土木学会認定技術者とそれ以外に分割し、RCCM・土木学会認定技術者以外の国土交通省登録資格を「専門的な知識をもつ資格」とし、組合せ加点の対象とする。

【組合せ加点の配点】

配点	
(資格)	(配点順)
① 技術士	1) ①
② 国土交通省登録資格(施設分野・業務) 1 (RCCM、土木学会認定技術者 以外) 2 (RCCM、土木学会認定技術者)	2) ② 3) ③
③ 上記以外のもの (国土交通省登録資格を除いて、 発注者が指定するもの)	



R5d以降 試行
(配点順)
1) ①+②1
2) ①
3) ②1+②2
4) ②1または②2
5) ③

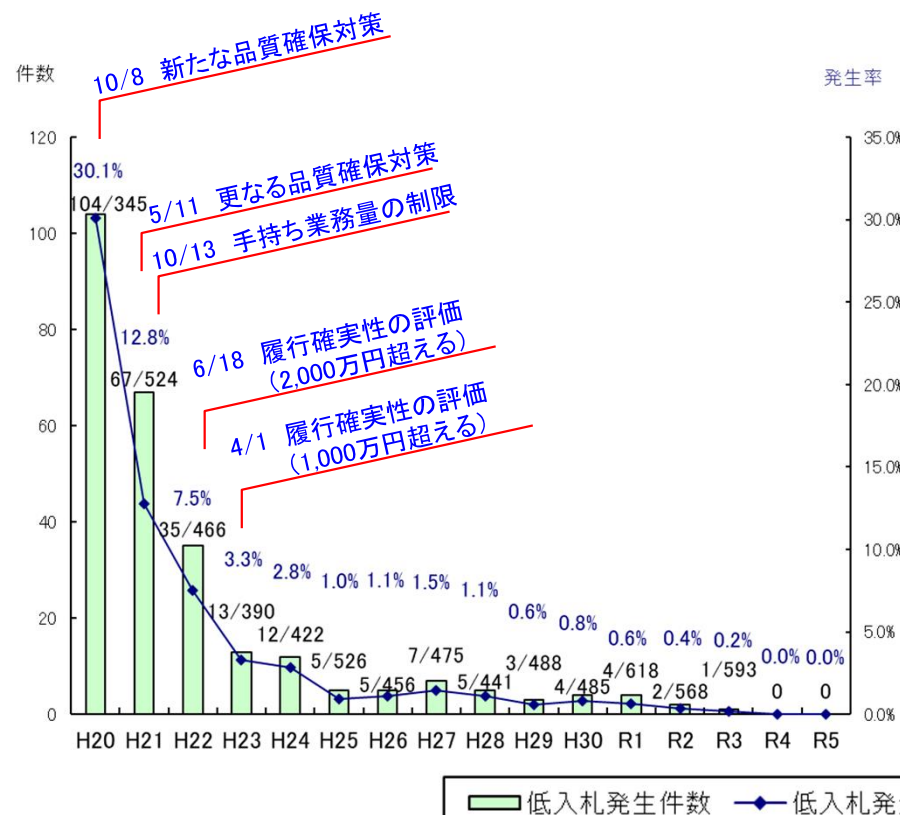
1. 品質確保、生産性向上

低入札対策

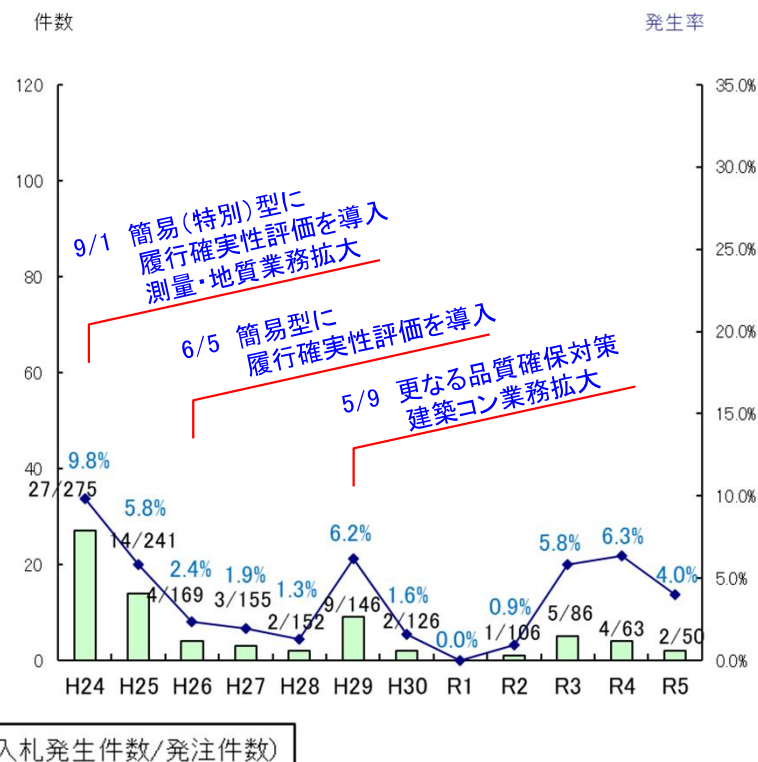
低入札の発生状況とこれまでの取り組み

- ・ 予定価格1,000万円を超える業務を対象に、平成21年5月「更なる品質確保対策」、同年10月の「手持ち業務等の制限」、平成22年度以降は総合評価を対象に、「履行確実性の評価」導入により徐々に発生率、件数ともに低下。
- ・ 予定価格1,000万円以下の業務についても、平成21年度より「調査基準価格相当額」を設け、低入札となった場合「更なる品質確保対策」を実施。更に効果を上げるため平成24年度より総合評価簡易(特別)型、平成25年度より総合評価簡易型を対象に、「履行確実性の評価」を試行。

1,000万円を超える業務



1,000万円以下の業務



※令和5年度は、令和5年12月末契約までの速報値。

※発注者支援業務等(市場化テスト対象)を除く、港湾空港関係を除く、価格競争、総合評価方式を対象件数として算定。

業務の低入札対策

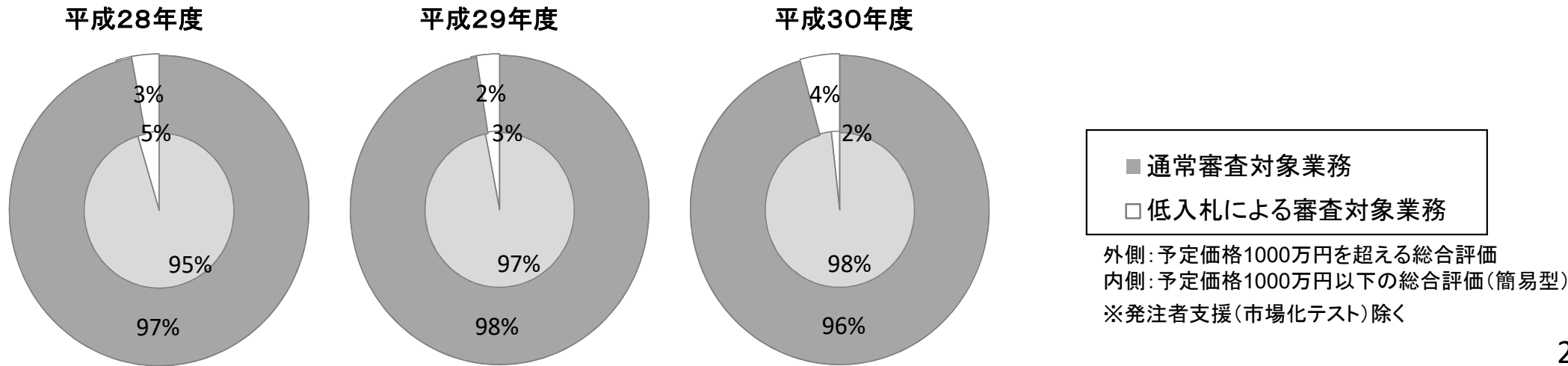
- ・ 予定価格1,000万円以下の総合評価落策方式(簡易型、簡易(特別)型)について、調査基準価格相当額を設定し、「**履行確実性の評価**」、「**更なる品質確保対策**」を実施。
- ・ 予定価格1,000万円以下の価格競争について、調査基準価格相当額を設定し、「**更なる品質確保対策**」を実施。

区分		低入対象額	履行確実性の評価	低入札価格調査	更なる品質確保対策
総合評価落札方式	① 予定価格: 1,000万円を超えるもの	調査基準価格	対象	対象	対象外
	② 予定価格: 100万円を超え1,000万円以下(標準型)	調査基準価格相当額	対象外	対象外	対象
	③ 予定価格: 100万円を超え1,000万円以下(簡易型、簡易(特別)型)	調査基準価格相当額	対象	対象外	対象
価格競争方式	④ 予定価格: 1,000万円を超えるもの	調査基準価格	対象外	対象	対象
	⑤ 予定価格: 100万円を超え1,000万円以下	調査基準価格相当額	対象外	対象外	対象

※ 随意契約(プロポーザル方式を含む)は、品質確保対策の対象外

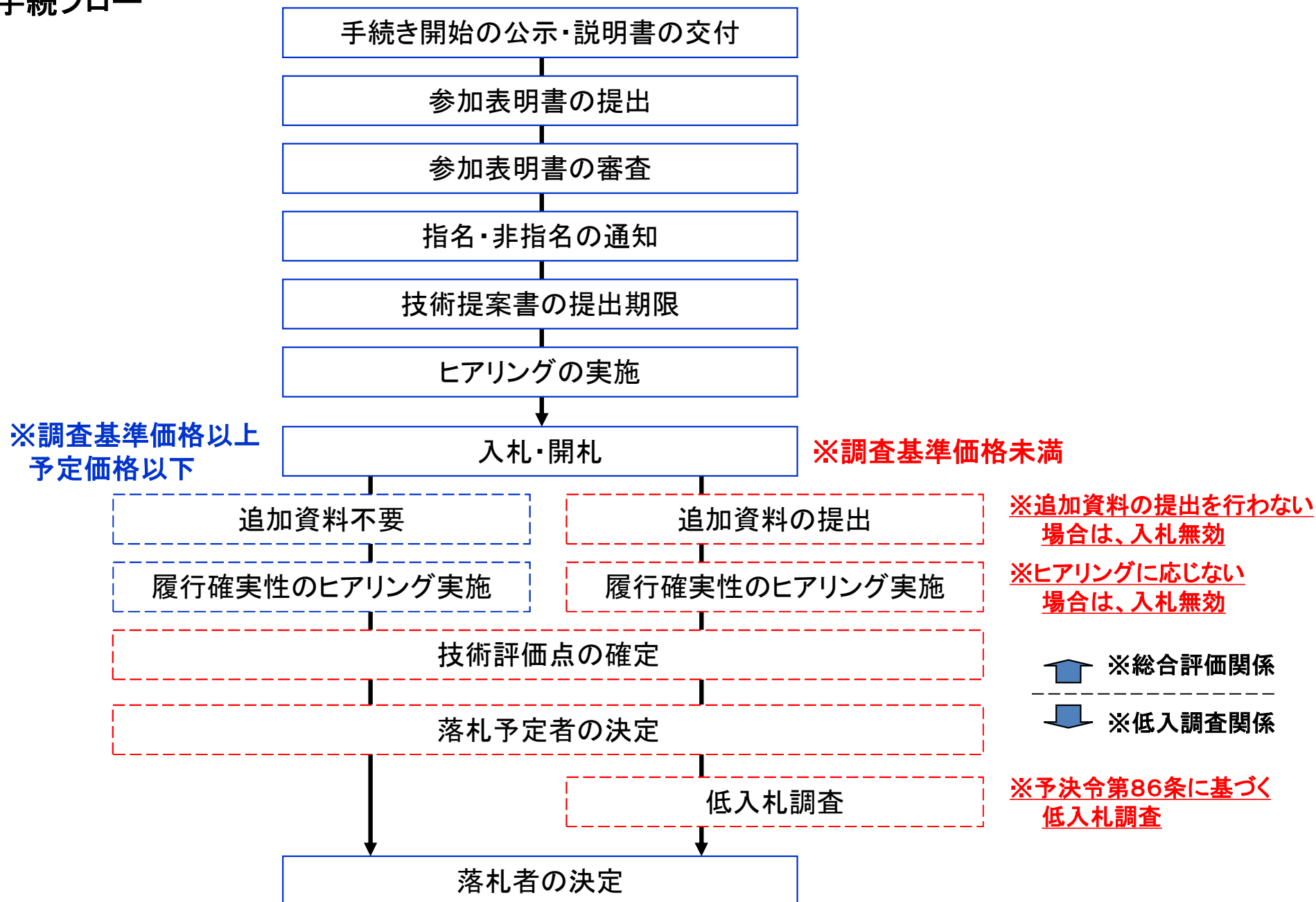
【参考】総合評価落札方式(履行確実性の評価)の実績

・ 約1割の業務が調査基準価格(または調査基準価格相当額)を下回る入札となっている。



総合評価落札方式における技術提案の履行確実性審査①

1. 手順フロー



総合評価落札方式における技術提案の履行確実性審査②

総合評価落札方式によりおこなわれる業務で、
予定価格が1,000万円を超える業務、及び
予定価格が1,000万円以下の簡易型、簡易(特別)型の業務 において試行する。

2. 審査項目と内容 以下の4項目について「履行確実性の審査」を行う。

審査項目	審査内容	審査の目安	判定
技術提案の履行確実性の評価 (調査基準価格に満たない者)	① 業務内容に対応した費用が計上されているか。 ・直接人件費、直接経費、技術経費、諸経費等が費用額を確保しているかを審査する。	・業務内容に応じて、全て必要額以上を確保している又は必要額を下回った費用についてはその理由が明確である。	○ or ×
	② 担当技術者に適正な報酬が支払われていることになっているか。 ・配置予定技術者への適正な支払いが確保されているか。 ・配置予定技術者の人工が適正であるか。	・業務内容に応じて、各々の技術者に支払われる報酬が会社等において定められた額以上を確保している又は必要額を下回っていても理由が明確である。 ・業務内容に応じて、人工が必要人工を確保している又は人工が必要人工を下回っているがその理由が明確である。	○ or ×
	③ 品質管理体制が確保されているか。 ・照査予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。 ・照査予定技術者の人工は適正であるか。	・業務内容に応じて、各々の技術者に支払われる報酬が会社等において定められた額以上を確保している又は必要額を下回っていても理由が明確である。 ・業務内容に応じて、人工が必要人工を確保している又は人工が必要人工を下回っているがその理由が明確である。	○ or ×
	④ 再委託先への払いは適正か。 ・再委託業務内容を再委託先が確認しているか。	・業務内容に応じて、再委託の内容、金額が明確である。	○ or ×

総合評価落札方式における技術提案の履行確実性審査③

3. 評価方法 審査結果を基に履行確実性の評価を行い、評価に応じて「履行確実性」を付与する。

【総合評価点の算出方法】

○ 総合評価点 = 価格評価点 + 技術評価点

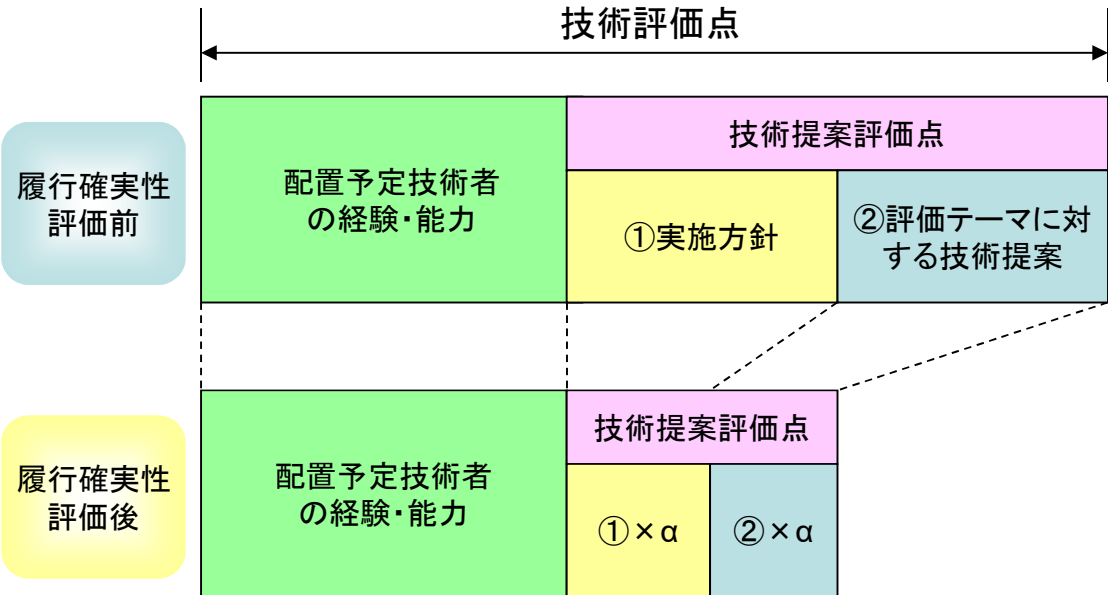
➤ 価格評価点と技術評価点の配分＝1：1～1：3

➤ 技術評価点＝60点 ※簡易(特別)型は50点

➤ 価格評価点＝20～60×(1－入札価格／予定価格)

技術提案以外の評価点
+
技術提案評価点×(履行確実性度)

4. 技術評価点の算出イメージ



注) 配置予定技術者の経験・能力：配置予定技術者の資格・業務実績・成績・表彰等
技術提案評価点：実施方針、評価テーマに対する技術提案に与えられる評価点

【履行確実性の審査】
(審査の観点)

- ①業務内容に応じた必要経費の計上
- ②担当技術者に対する適正な支払の計上
- ③品質管理体制の確保
- ④再委託がある場合は適正な支払いの確認

「○」とした項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

業務の低入札価格調査

低入札価格調査の流れ

調査内容

- ①入札価格の理由
- ②履行体制
- ③他の契約請負状況
- ④手持ち機械等の状況
- ⑤過去に実施した同種・類似業務
- ⑥経営内容
- ⑦信用状況など

落札者と
しない

No

低入札価格調査

契約の履行が
可能か

Yes

保留

低い

調査基準価格

高い

契 約

予定価格が1000万円以上の
競争入札

調査の結果

- ◆適合した履行がなされると認められる場合は、最低価格入札者と契約。
- ◆適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、次順位者を落札者とするが、次順位者も低入札者である場合は、同様に低入札価格調査を行い、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないか確認を行う。

対象業務と調査基準価格相当額の設定

●対象業務

- ・国土交通省発注の建設コンサルタント業務等のうち、
 - ①総合評価落札方式の予定価格が1,000万円以下の競争入札
 - ②指名競争方式

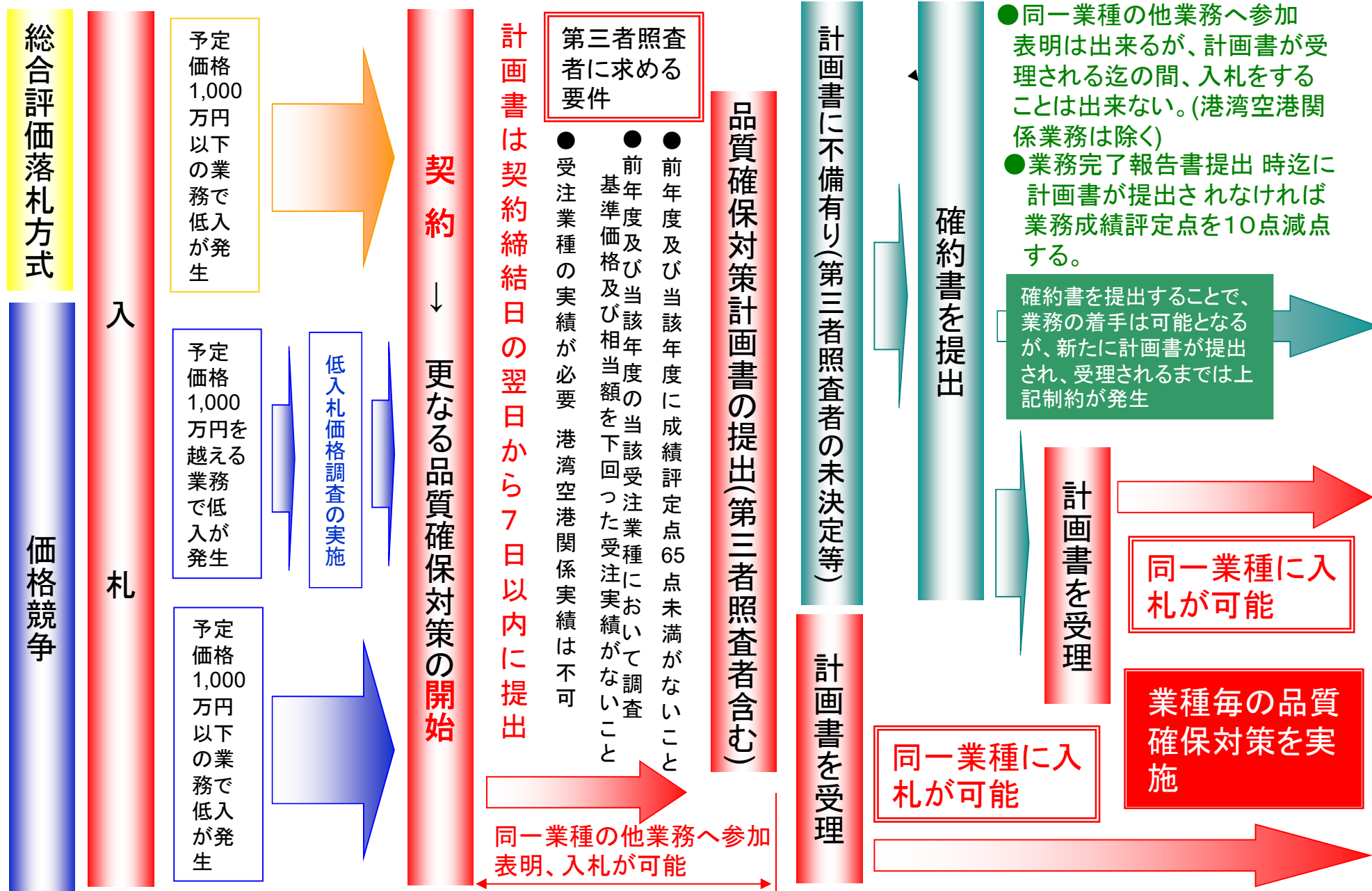
●調査基準価格相当額

下表の①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を調査基準価格相当額とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

※入札説明書を確認のこと。

更なる品質確保対策②



更なる品質確保対策③

北陸地方整備局では、平成20年10月に「新たな品質確保対策」の試行を開始したところであるが、依然として低入札が続き、品質への影響が懸念されたため、「更なる品質確保対策」として、履行確認体制の強化、第三者照査の適用を拡大し、試行を継続中である。

【品質確保対策の内容】

業種名	H20.10.8新たな品質確保対策	H21.5.11更なる品質確保対策
土木コンサル	・照査のある業務に第三者照査を実施	・ 全ての業務 に第三者照査を実施 ・ 全ての打ち合わせに管理技術者が立会 ・ 屋外業務時に管理技術者が現場常駐
測量	・第三者機関による検定を実施 ・点検測量は、主任技術者が立会又は自ら実施	・ 全ての業務に第三者照査を実施 ・ 全ての打ち合わせに主任技術者が立会 ・屋外業務時に 主任技術者が現場常駐 ・第三者機関による検定を実施
地質調査	・屋外調査時に主任技術者又は担当技術者を現場常駐	・ 全ての業務に第三者照査を実施 ・ 全ての打ち合わせに主任技術者が立会 ・屋外業務時に 主任技術者が現場常駐

H29.5.9修正

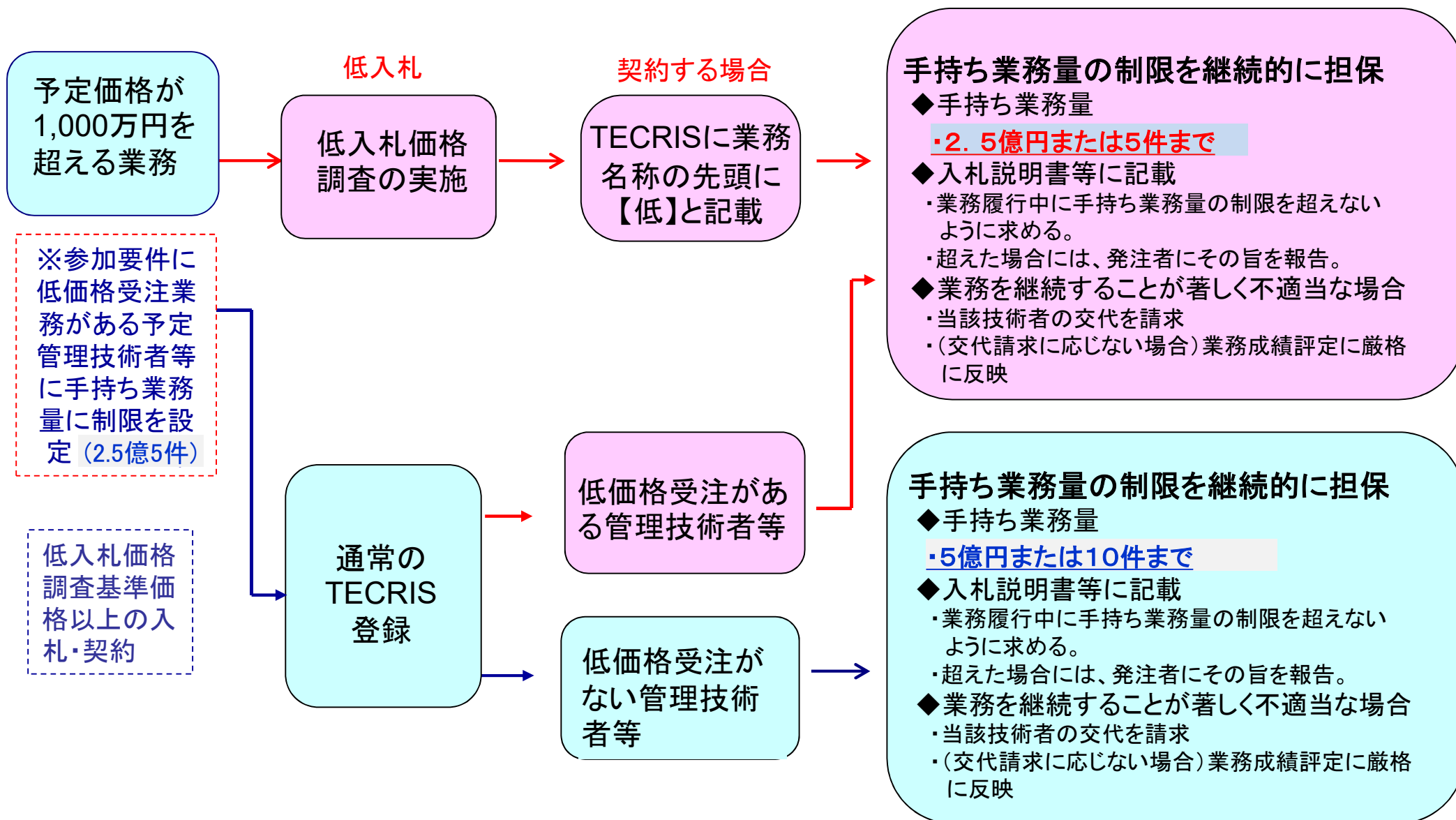
建築コンサルに関する品質確保対策（H29.5.9以降入札公告等を行う入札から適用）

- ・設計業務において全ての打合せ・現地踏査に管理技術者が立ち会う
- ・工事管理業務において全ての打合せ及び全ての総合定例会議に管理技術者が立ち会う
また、「重点工事管理項目」に係る検討・確認等について管理技術者が自ら実施

管理技術者の手持ち業務量の制限等

手持ち業務量の制限（平成21年10月13日手続き開始業務より適用）

※令和3年4月より手持ち業務量が見直しされている

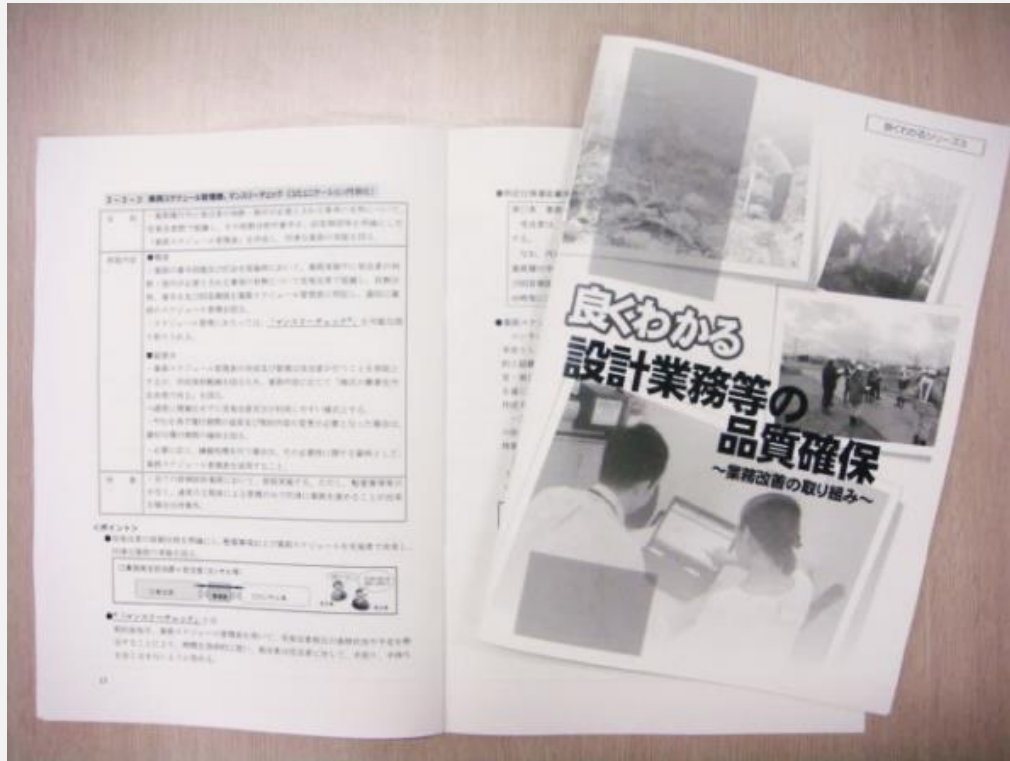


1. 品質確保、生産性向上

良く分かる設計業務等の品質確保

設計業務等※の品質確保に関する受・発注者の責任を明確にし、各々の役割をこれまで以上に適切に果たせるよう、「品質確保対策の取り組み」について、ポイント解説と一緒にまとめた冊子「良くわかる設計業務等の品質確保 ～業務改善の取り組み～」を作成しました。

※設計業務等・・・建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務



【掲載箇所URL(北陸地方整備局ホームページ)】

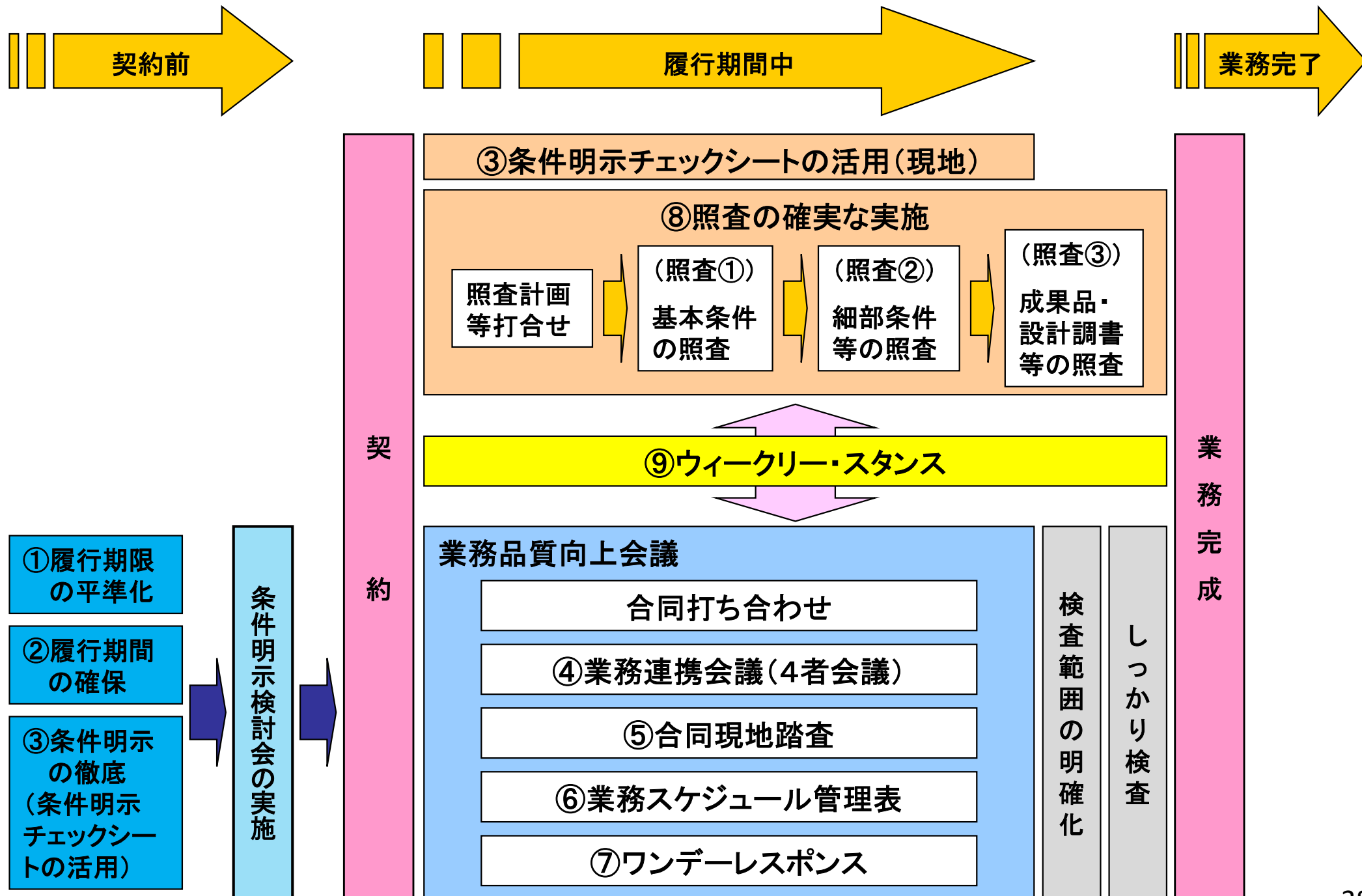
<http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kijyun.html#yokuwakaru>

【内容】

- 主として発注者が行う取り組み
 - ・適正な履行期間の設定、平準化
 - ・条件明示の徹底
 - ・検査範囲の明確化
 - ・「しっかり検査」の試行(案)
- 主として受注者が行う取り組み
 - ・照査の確実な実施(「赤黄チェック」等)
- 受・発注者双方の取り組み
 - ・合同現地踏査
 - ・ワンデーレスポンスの実施
 - ・業務スケジュール管理表、マンスリーチェック
 - ・ウィークリースタンス

【活用方法】

- 設計業務受注者に配布
(初回打合せ時に受発注者双方で確認)
- 北陸地整HPに掲載



①履行期限の平準化 ②履行期間の確保

－良くわかるシリーズ3－

1. 目的

・適正な履行期間を確保した上で、測量、地質調査及び設計の一連の流れを踏まえ、計画的な業務発注(早期発注)に努め、履行期限が年度末に集中することを防ぐ。

⇒ 履行期限の年度末への集中を解消し、受注者の作業時間・照査時間の不足による不具合発生を回避する。

2. 対象

・全ての業務(測量・地質調査・土木関係建設コンサルタント業務)を対象とする。

ただし、履行期間の調整等が難しいと思われる「発注者支援業務」「定常的に通年(国債含む)実施する業務(観測、点検等)」、「単価契約業務」など指示書による業務は対象外

3. 実施内容

【令和6年度 平準化目標】

○4～12月	65%以上	第1四半期 15%以上 第2四半期 25%以上 第3四半期 25%以上
○1月	10%以下	第4四半期 35%以下 ※R6年度に完了する業務を対象
○2月	10%以下	
○3月	15%以下	

また、翌債、国債、平準化国債等については、令和6年度に契約する件数に対する割合が25%以上となることを目標とする。

●目標を達成するため確認する具体的なポイント

①適切な履行期間の確保

・履行期間は、積算基準書の「履行期間の算定」等に基づき、適切な期間を確保すると共に、出来る限り第4四半期納期としない。(目標は12月末を目処に)

②履行期限(納期)延期の抑制

・分離発注できない明確な理由がある場合を除き、できる限り追加業務の指示、及びそれに伴う履行期限(納期)の延期は行わない。

・やむを得ず追加業務の指示する場合は、業務量について受注者と十分協議し、履行期限(納期)の延期を伴わない範囲とする。

③繰越の検討

・やむを得ず追加業務に伴う履行期限(納期)を延期する場合、できる限り早く(遅くとも10月末までに)、受注者と協議した上で、履行期限(納期)を確定させるものとする。(第4四半期となる場合には、「繰越を基本」として受注社と協議する)

③条件明示チェックシートの活用

ー良くわかるシリーズ3ー

1. 目的

- 発注者の条件明示の遅延等による履行期間の圧迫、作業の手戻り等を回避し、業務成果の品質確保を図る。

2. 実施内容

- 詳細設計業務発注時において、発注者が必要な設計条件等を確認するためのツールとして、条件明示チェックシート(案)を活用

- ・ 未確定の設計条件については、条件確定の予定時期や協議の進捗状況等を条件明示チェックシート(案)に記載し、詳細設計業務の受注者に提示
- ・ 受注者は、発注者から受け取った条件明示チェックシート(案)を業務スケジュール管理表に反映し運用

条件明示チェックシート(案)の確認項目

- ① 適正な履行期間の確保及び履行期限の設定の確認
- ② 基本的な設計条件・計画条件等の確認
- ③ 関係機関との調整事項、協議の進捗状況等の確認
- ④ 貸与資料(測量・地質・予備設計成果等)の確認
- ⑤ その他(事業間連携、コスト縮減、環境対策等の確認)

- 平成24年度から一部の詳細設計業務を対象に試行開始、平成25年度は適用工種を拡大し試行を継続。

H25年度 対象工種	道路詳細設計(平面交差点を含む)、橋梁詳細設計、樋門・樋管詳細設計、排水機場詳細設計、 築堤護岸詳細設計、山岳トンネル詳細設計(換気検討を含む)、共同溝詳細設計
---------------	---

- 平成26年度からは対象を拡大し、砂防堰堤詳細設計についても実施

➡ 適切な時期に設計条件を受注者に提示し、発注者の責任を確実に履行

- 平成28年7月 一部改定

3. 体制

- 確実な条件明示のための体制として、「設計業務の条件明示検討会(仮称)」を開催※し、明示すべき設計条件について、設計図書に確実に反映できているかを副所長以下の複数の視点で確認

※検討会の開催が有効と判断される業務において開催

〔開催時期〕 詳細設計業務発注の決裁前に実施

〔確認体制〕 副所長、発注担当課長、調査職員等

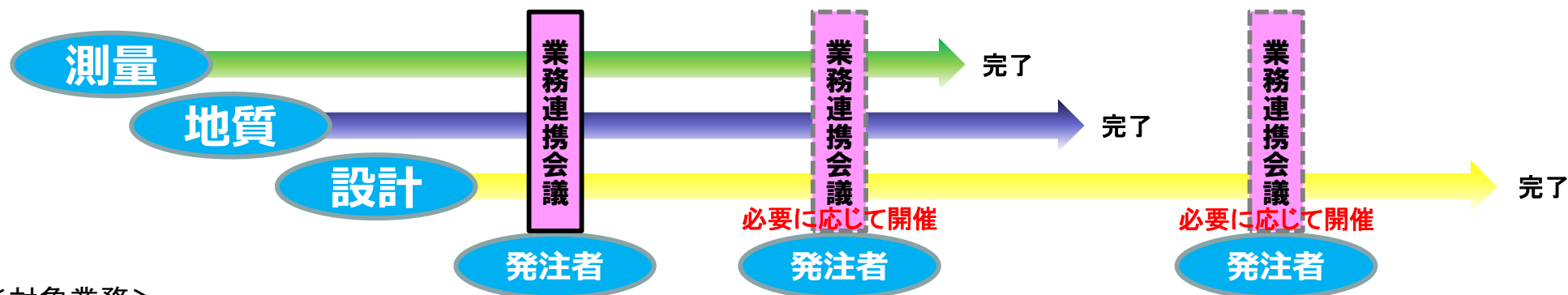
〔準備資料〕 条件明示チェックシート(案)、設計図書(特記仕様書他) 等

④業務連携会議(4者会議)

ー良くわかるシリーズ3ー

構造物の設計は、地形測量、地質調査、予備・詳細設計のステップを踏んで、順番に実施するのが一般的であるが、完成予定や早期発注、適正工期確保等により、測量、地質調査、設計業務の工期が重複する場合がある。また、測量や地質調査を終えて、設計業務に着手したとしても、追加の測量や地質調査が必要となる場合もあり、並行して業務を進めることも否定できない。

このような場合、発注者は、各々の受注者と打ち合わせ、協議等を行い、進捗や工程管理を実施しており、情報連絡や再調整等も含め、時間と手間を要することが多い。そのため、測量受注者、地質調査受注者、設計業務受注者と発注者の4者が工程や条件を調整する「業務連携会議(4者会議)」を試行し、より効率的な業務管理を進めるものである。



＜対象業務＞

- ①業務目的が同一の構造物における測量、地質調査、設計業務の工期が、概ね1ヶ月以上重複する比較的規模の大きい構造物の設計業務。
- ②その他、実施した方が有効と判断される業務。

＜実施時期＞

- ①設計業務受注者の業務計画書作成前
- ②業務履行途中(条件変更時等、必要に応じて)

＜費用の負担＞

- ・測量受注者: 測量主任技師及び測量技師
 - ・地質調査受注者: 主任技師及び技師(A)
 - ・設計業務受注者: 主任技師及び技師(A)
- それぞれ0.5人/回を標準とする。



1. 目的

- ・受発注者が合同で現地踏査を行い、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報等を確認。
⇒ **設計方針・情報等を関係者が共有することで、設計成果の品質向上を図る。**

2. 実施内容

■ 概要

設計に際し留意すべき現地の情報や状況を関係者が一同に会し共有することにより、現地の詳細状況や制約等を成果品に反映させる。

〔事例〕 設計条件、施工の留意点、関連事業の進捗、用地取得状況、進入路、施工ヤード、周辺施設、用排水路 等

■ 実施体制

受注者 （管理技術者、担当技術者）

発注者 （主任調査員または調査職員、 工事監督者または主任監督員と見込まれる者）

■ 留意点

- ・業務内容に応じて、合同現地踏査への「参加者の選定」と「適切な開催時期の設定」を行う。
- ・受発注者間で事前に確認事項を整理する等、効率的な合同現地踏査の実施に努める。
- ・実施後は、実施内容について記録等し、受発注者間で情報共有を徹底すること。

3. 対象

- ・重要構造物に関する詳細設計業務について原則実施。
その他の設計業務についても、合同現地踏査が有効な業務については積極的に実施。
なお、受発注者協議により、複数回実施することも可能。

合同現地踏査等における地質技術者等の参画

地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場の業務の合同現地調査等において、地質業務の受注者等を参画させ、地質調査報告書等から判断される留意点等について具体的な説明を求めることにより、成果の品質確保・向上に努める。

【特記仕様書記載例】

合同現地踏査に地質技術者等が参画する場合

第〇条 合同現地踏査での品質確保

本業務は、合同現地踏査における地質技術者等の参画による品質確保の試行対象業務である。

なお、試行に基づき合同現地踏査に参画する技術者としては地質技術者(又はその他)を〇人想定している。

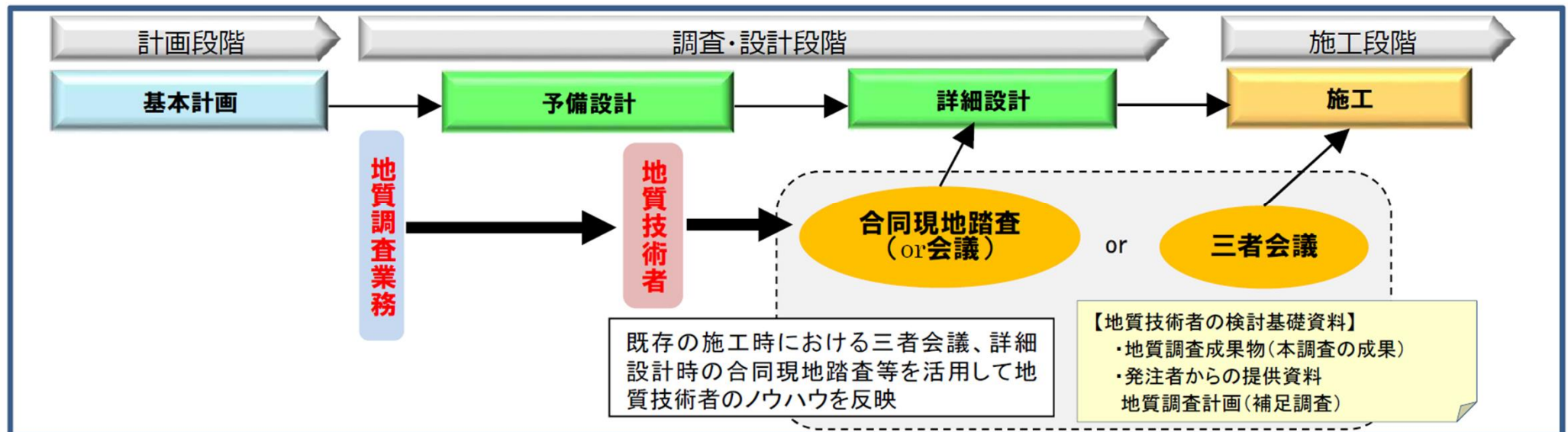
三者会議に地質技術者等が参画する場合

第〇条 三者会議での品質確保

本業務は、三者会議における地質技術者等の参画による品質確保の試行対象業務である。

なお、試行に基づき三者会議に参画する技術者としては地質技術者(又はその他)を〇人想定している。

【地質技術者の参画による品質確保の流れ】



1. 目的

業務スケジュール管理表ツールを活用することにより、適切な履行期間の把握を行いつつ、業務の平準化を踏まえた発注計画策定に寄与させるものである。

また、業務契約後においては、受注者との業務スケジュールの確認に使用し、円滑な業務遂行を図るとともに、履行実績を収集するものである。

2. 実施内容

■ 業務スケジュール管理表【履行期間設定支援型】

原則、全ての詳細設計業務について「業務スケジュール管理表【履行期間設定支援型】〔履行期間設定支援機能(ON)〕」を作成し適切な履行期間を設定した上で、受注者双方により適切な工程管理を行う。

※平成29年12月1日以降 入札公告を実施する詳細設計業務が適用

■ 業務スケジュール管理表(整備局版)

詳細設計業務以外においても「業務スケジュール管理表(整備局版)」を活用し、受発注者双方で確認しながら業務を進める。

業務の着手段階及び打合せ実施時において、発注者の判断・指示が必要とされる事項について協議し、役割分担、着手日及び回答期限を業務スケジュール管理表に記載し、適切に業務のスケジュールを管理する。

※平成23年度～適用、平成27年度 様式改良

業務スケジュール管理表(履行期間設定支援型)

○進め方

1. 発注者は本業務スケジュール管理表を使用し、当初の履行期限を設定する。
(条件確定時期、報告書取りまとめ時期、成果照査・納品時期)
2. 契約後、発注者は履行期間設定に使用した本スケジュール管理表を受注者に提供し、計画工程(上段)を入手する。
3. 本スケジュール管理表を用い、発注者、受注者ともに、条件の確定など調整する。

[illegible]

参照:分類データ

【契約金額】

- ①1,000万円未満
②1,000万円～2,000万円
③2,000万円～3,000万円
④3,000万円～4,000万円
⑤4,000万円～5,000万円
⑥5,000万円以上

【主たる工種】

- ①道路橋設計【詳細設計】
- ②道路設計【詳細設計】
- ③トンネル設計【詳細設計】
- ④河川構造物設計【詳細設計】
- ⑤砂防構造物設計【詳細設計】
- ⑥その他設計【詳細設計】
- ⑦その他業務

※ただし、「⑦その他業務」については設定支援のハイライト表示機能は未実装。履行期間の蓄積のための活用を想定。

⑥ー2 業務スケジュール管理表(整備局版)

ー良くなるシリーズ3ー

業務スケジュール管理表(整備局版)のイメージ

【記入例（詳細設計業務）】

業務スケジュール管理表

平成〇年〇月〇日

業 務 名	平成〇年度 ▲▲護岸工及び排水樋門詳細設計業務
受 注 者	◇◆株式会社 TEL
契 約 額	●●●(消費税込み)
管 理 技 術 者	●●● □□@×××
担 当 技 術 者 (主)	●●● □□@×××
(副)	●●● □□@×××、●●● □□@×××

現 在 の 状 況	1. 設計計画：初回業務計画書(案)提出、TECRIS提出、現地踏査申請書提出 事前協議チェックシート確認、個人情報に関する管理体制報告書提出 2. 既往資料確認：既往資料借用依頼
次 回 打 合 せ	

作業項目		5 月			6 月			7 月			8 月			9 月			10 月			11 月			12 月			備 考
		上旬 3	中旬 8	下旬 7	上旬 8	中旬 7	下旬 7	上旬 8	中旬 5	下旬 9	上旬 6	中旬 5	下旬 7	上旬 8	中旬 6	下旬 5	上旬 7	中旬 6	下旬 8	上旬 6	中旬 8	下旬 5	上旬 8	中旬 6	下旬 6	
関連業務	測量	G										お					S								工期：〇月〇日	年 末
	地質	W										お					S								工期：〇月〇日	

受注者	照査◇、照査報告◆																									
	設計計画、現地踏査◇、合同現地踏査◆																									
	基本条件の整理																									
	関係機関協議資料の作成																									
	基本事項の決定																									
	護岸詳細設計																									
	樋門詳細設計																									
	施工計画・仮設構造物設計																									
受注者・ 発注者	報告書作成・設計成果とりまとめ																									
	設計協議																									
	合同現地踏査																									
	関係機関協議（受発注者合同）																									
発注者	工事連携会議（三者会議）																									

発注者	設計協議																									
	合同現地踏査																									
	関係機関協議（受発注者合同）																									
	工事連携会議（三者会議）																									
発注者	基本条件の整理																									
	既往成果等の貸与																									
	条件明示チェックシートの貸与																									
	測量成果の貸与																									
	地質成果の貸与																									
	現状の問題・課題整理																									
	巡視点検結果の貸与																									
	関係機関協議（発注者単独）																									
発注者	協議の実施																									
	協議結果の提示																									

○留意点

- 業務スケジュール管理表の作成及び管理は受注者が行うことを原則とするが、作成負担軽減を図るため、過度に複雑化せずに受発注者双方が利用し易い様式とする。
- やむを得ず履行期間の延長及び契約内容の変更が必要となった場合は、適切な履行期間の確保を図る。
- 必要に応じ、繰越処理を行う場合は、その必要性に関する資料として、業務スケジュール管理表を活用する。

凡例	上段：計画工程	○◇	クリティカルパス	—
	下段：実施工程	●◆		

ウィークリー・スタンスの取り組み (取り組む項目：○、取り組まない項目：×)			
月曜日	依頼の期限日としない【マンディ・ノービロード】		×
水曜日	定時の帰宅に心がける【ウェンズデイ・ホーム】		○
金曜日	業務の依頼日としない【フライディ・ノーリクエスト】		×

1. 目的

- ・受注者からの設計条件に関する質問・協議に迅速に対応することで、円滑な業務の進捗を図る。

2. 実施内容

■概要

- ・業務履行中に受注者より設計条件等に関する質問・協議があった場合には、その日のうちに回答することを原則とし、回答に検討期間を要する場合には、受注者に優先順位や重要度を確認した上で、適切な回答期限を設定し、確実に回答を行う。

■留意点

- ・回答期限を超過する場合は、新たな回答期限の連絡を徹底する。
- ・回答に重要な判断を必要とする場合は、事務所内の統一見解を確認する等、回答内容の正確性を重視する。

3. 対象

- ・H23、H24： 全ての詳細設計業務において、原則実施。
- ・H25～ ： **全ての測量業務、地質調査業務、土木関係コンサルタント業務に対象を拡大。**

1. 目的

- ・設計照査を有効に活用し、業務成果の品質向上を図る。

2. 実施内容

- ①「詳細設計照査要領」の義務付け (H7～ 詳細設計業務 8工種)
基本事項の照査は、「詳細設計照査要領」に基づき実施することの特記仕様書にて義務付け
照査内容の統一を図ることで成果品の品質を確保。
- ②照査期間の確保 (H23.12～)
業務着手段階において、照査の実施時期・必要期間を受発注者で協議し、着手日・期限を
定めて業務管理スケジュール表等に明示。(照査期間に配慮した工程管理を実施)
- ③照査技術者自身による照査報告 (H23.12～)
成果品納入時に、照査技術者自身による照査報告を原則とすることで受注者の意識を向上。
(必要に応じて、成果品納入時以外でも照査報告の実施が可能)

 **H29. 3改定(関連基準類の改定反映、照査項目の見直し、発注者・設計者・施工者の意見反映)**
H4. 3改定(道路詳細設計照査要領の舗装工について照査内容追加)

3. 対象

- ① ⇒ 詳細設計業務8工種※ ②③ ⇒ 全ての詳細設計業務において原則実施。

※(詳細設計業務 8工種)

- ①樋門・樋管詳細設計、②排水機場詳細設計、③築堤護岸詳細設計、
- ④道路詳細設計(平面交差点を含む)、⑤橋梁詳細設計(鋼橋・コンクリート橋)、
- ⑥山岳トンネル詳細設計(換気検討を含む)、⑦共同溝詳細設計、⑧仮設構造物詳細設計

1. 目的

照査体制を強化し、設計不具合の主要因であるデータ入力時の不注意・確認不足による図面作成ミス(単純ミス)を減らす。

2. 実施内容

詳細設計業務の受注者は、照査について、確認・修正結果を設計図面、設計計算書及び数量計算書(以下、設計図面等)に書き込み、それらを残す等、照査の根拠となる資料を示すことができる照査方法(※1)で行い、その分の照査歩掛を上乗せ。また、成果品納入時における照査報告において、設計図面等における照査の根拠となる資料を示すことができるものを提示(※2)する。

※1:照査については、受注者の責任において実施すべきものであるため、ここでいう「照査結果の根拠資料を示すことができる照査方法」は、受注者の任意の方法とし、発注者は指定しない。ただし、照査方法の具体例として、下記の「赤黄チェック」を参考として挙げる。

赤黄チェック:設計図と設計計算書、設計図と数量計算書、相互の整合について、設計図、設計計算書、数量計算書に赤書きで確認チェックマークを入れ、修正箇所は黄色で消し赤書により訂正(建設コンサルタント協会の「品質向上に係る品質向上推進ガイドライン(GL)」の施策)。設計図不具合の主要因である単純ミス(図面作成ミス データ入力時の不注意・確認不足)を減らすために有効。

※2:照査の根拠となる資料は、提示のみとし、成果品として納める必要はない(提出用に体裁を整える必要はない)が、照査報告書および打合せ記録簿に、照査の根拠となる資料の提示の有無を記載するものとする。

3. 特記仕様書記載例(イメージ)

第〇条 成果品の照査

本業務における照査については、受注者の責任において、確実に実施すべきものとし、確認・修正結果を設計図面、設計計算書及び数量計算書に書き込み、それらを残す等、照査の根拠となる資料を示すことができる照査方法も含むものとする。確認・修正結果は成果品として提出の必要はないが、成果品納入時の照査報告の際に発注者に提示するものとする。

4. 対象

・平成25年度から試行を開始



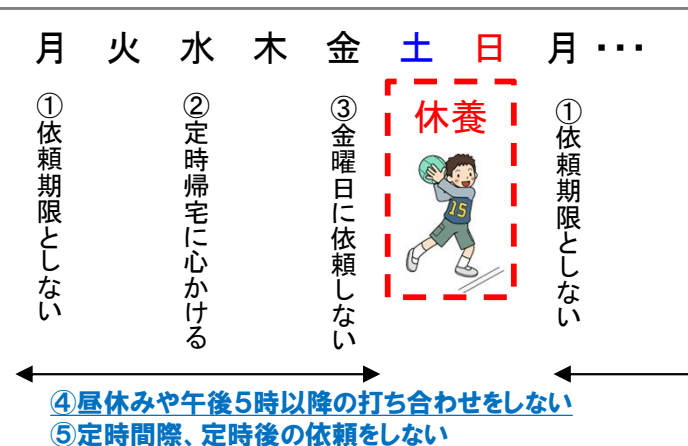
平成28年度から赤黄チェックを本格運用(標準歩掛)

- 一週間における受発注者相互のルールや約束事、スタンスを目標と定め、計画的に業務を履行することにより業務環境等を改善し、品質確保に寄与する「ウィークリースタンス」を全ての測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務において実施する。
- 結果検証のため、今後、受発注者への「取り組み状況調査」を実施する。

※青字アンダーライン箇所が修正点

進め方

- 1) 全ての業務において特記明示
- 2) 具体的な進め方
 - ① 初回打合せにおいて、取組内容を定める。
 - ② 定めた内容は、管理技術者等及び主任調査員等が打合せメモ等で確認し、受発注者間で共有する。
- 3) 取組方法
 - ① 取組内容の確認及び状況報告等は、業務スケジュール管理表を活用する。
 - ② 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取組のフォローアップ等を行う。
 - ③ 管理技術者等は、成果品納入時の打合せにおいて、業務全般の取組結果（効果、改善点等）について報告する。



【特記仕様書記載例】

第〇条 ウィークリー・スタンス

1. 本業務はウィークリー・スタンスの推進を図るために下記の事項について、受注者の意思を確認の上、受発注者間で目標を定め、取り組むものとする。

- ① マンデー・ノーピリオド（月曜日は依頼の期限日としない）
- ② ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅に心がける）
- ③ フライデー・ノーリクエスト（金曜日に依頼しない）
- ④ ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング（昼休みや午後5時以降の打ち合わせをしない）
- ⑤ イブニング・ノーリクエスト（定時間際、定時後の依頼をしない）

【以下は、任意で記載】

- ⑥ 金曜日でも定時の帰宅を心掛ける
- ⑦ その他、任意で設定する取組（受発注者間で合意した事項）

2. 初回打合せにおいて、受発注者間で取組内容を定めるものとし、確認及び情報報告等は、業務スケジュール管理表等を活用する。
 なお、災害対応等の業務遂行上緊急の事態が発生した場合には、受発注者間に対応について協議するものとする。

1. 品質確保、生産性向上

土木設計業務等変更ガイドライン 及び事例集

土木設計業務等変更ガイドライン

平成26年6月に公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）が改正され、平成27年1月に品確法第二十二条に基づく発注関係事務の運用に関する指針（以下「品確法運用指針」という。）が定められたところ。

品確法運用指針Ⅱ.（1）＜その他調査及び設計業務の品質確保＞において、「必要があると認められるときは、適切に仕様書等の変更及びこれに伴い必要となる業務委託料や履行期間の変更を行う。」とされている。

今般、国土交通省土木設計業務等の発注関係事務の適切な運用を図っていく上でのガイドラインを、**平成27年3月30日に策定**。

土木設計業務等変更ガイドライン

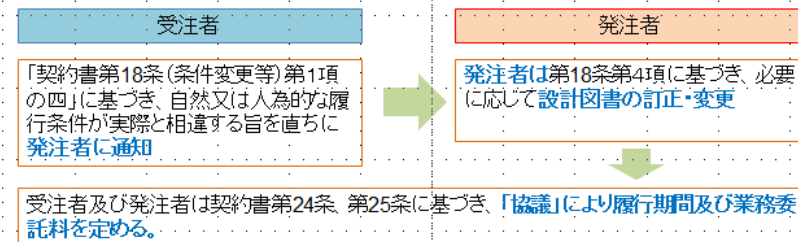
国土交通省
技術調査課
平成27年3月

2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(3) 設計図書其自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続き（契約書第18条第1項の四）

○自然的な履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、水深等、また、人為的な履行条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。

受注者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



- Ex: (1) 現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討するべき項目が増えた。
(2) 詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があった。
(3) 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。
(4) 予定していた関係機関との行政手続き時期を過ぎても手続きが完了せず、土木設計業務等の続行ができなかった。
(5) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、土木設計業務等の続行ができなかった。
(6) 土木設計業務等を進めるにあたって、関係機関協議を同時並行した際、協議相手からの要望により設計が変更になった。
(7) その他、新たな制約等が発生した場合

土木設計業務等変更ガイドライン ―事例集―

「土木設計業務等変更ガイドライン」の理解を助けるため、(一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部の協力の下、北陸地方において実際に発注された土木設計業務等の、「設計変更となった事例」及び「ならなかった事例」を、受・発注者双方で持ち寄り、「土木設計業務等変更ガイドライン―事例集―」を作成。

(平成27年12月21日発行)

今後より一層、「設計変更手続きの円滑化」の推進に寄与することを期待。



【掲載例】

溪流保全工予備設計(工期変更)

設計変更となった事例14

【業務概要】 溪流保全工予備設計一式 他

工期: H25.7.3～H26.2.28 (変更H26.3.24)

【変更協議の要点(ポイント)】

本業務は、溪流保全工予備設計業務であり、別途に測量業務および地質調査業務が並行して実施された業務である。9月に発生した台風豪雨により溪流地形の大規模な変状が生じた為、測量作業および地質調査業務の進捗が遅れが生じ、設計業務の工程遅延が避けられない状況であり、履行期間の変更が必要となった。

【経緯と変更結果】

- ・9月に発生した台風豪雨では、測量中の測量杭も流失したため、測量作業は大幅な手戻りが生じ、測量作業の遅延が40日程度となることとなった。
- ・測量作業の遅延による設計業務の工期遅延について打合せ協議を実施し、約1ヶ月の工期変更が実施された。

【コメント】

- ・業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、関連する他の業務の進捗が遅れるなど、受注者の責めに帰することができない事由により、履行期間内に業務を完了することができない場合は、契約書第22条(受注者の請求による履行期間の延長)第1項に基づき変更できる。



P14

1. 品質確保、生産性向上

設計と工事の図面の取り扱い

工事発注は、基本的に設計業務を委託した設計者が作成し、成果として提出した図面を用いて発注しているが、実際の施工段階において、「現地とあわない」、「施工できない」などのトラブルが発生していることがある。

このような事態への対応として、工事連携会議(いわゆる三者会議)において打ち合わせし、必要に応じて、修正設計を行ったり、補足説明など、工事施工者の理解を支援している。このとき、**図面の取り扱いについて、発注者(設計業務と工事がある)、設計者(コンサルタント)、施工者(ゼネコン)の三者において、必ずしも、共通の認識となっていない場合がある。**

そのため、図面の種類ではなく、図面の取り扱いに関して、「その名称」、「作成主体」、「位置付け」等について、整理、明確にし、業務や工事の円滑な遂行、並びに成果物の品質を確保するための冊子「良くわかる設計と工事の図面」を作成しました。



【内容】

○設計書添付図面等作成要領の運用(案)

- ・図面の分類と定義
- ・図面作成にあたっての留意点
- ・設計と工事における図面作成の流れ
- ・図面の種類と責任区分

○設計書添付図面等作成要領の運用(案)に係る参考文献

- ・設計及び解析業務委託共通仕様書(抜粋)
- ・土木工事共通仕様書(抜粋)

○図面の種別の判断が難しい事例

- ・設計者と発注者
- ・発注者と施工者
- ・設計者と施工者

【掲載箇所URL(北陸地方整備局ホームページ)】

<http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kijyun.html#yokuwakaru>

2 設計書添付図面等作成要領の運用(案)

2-1 図面の分類と定義

工事の施工に係る図面の分類と定義は、設計要領〔共通編〕（H23.9北陸地方整備局）「設計書添付図面等作成要領」により、基本的に次のとおり5種類に大別される。

(1) 設計図

「設計図」とは、工事目的物の規格寸法、並びに設計施工条件を明示した図面。

設計者は、発注者から貸与された地形図等を使用して、業務委託の契約図書に基づき「設計図」を作成し、発注者に納品する。但し、工事発注後、納品した図面に瑕疵があった場合は、設計者が当該図面を修補する。

発注者は、設計者から納品された「設計図」を「当初設計図」「参考図」「その他」に分類し、「当初設計図」「参考図」を入札公告時に提示する。

なお、「その他」とは、施工計画（施工方法、施工手順等）を検討した図面など、工事発注において「設計図書」としない図面。

施工者は、入札公告時に提示された「当初設計図」どおりに施工する必要がある。

(2) 参考図

「参考図」とは、「当初設計図以外」で、入札公告時に参考提示する図面。

発注者は、設計者の業務成果を元に「参考図」として積算の考え方を明示し、入札公告時に提示する。

施工者は、「参考図」を工事価格（入札価格）算定のための数量計算及び積算、並びに施工において参考としても良い。

(3) 変更設計図

「変更設計図」とは、施工者が行う起工測量や照査の結果、当初設計図に明示された条件と実際の現場条件が一致せず、当初設計図どおりに施工することが不適切な場合、あるいは現場状況により、新たに追加の測量・設計が必要となった場合に、発注者が、設計変更を行うために作成する図面。

なお、発注者は、設計審査承認時に、必要に応じて元設計と変更設計が対比できる「変更比較図」を作成する。

(4) 施工図

「施工図」とは、施工者が、施工にあたり必要に応じて自らの裁量で任意に作成する図面。

施工者の裁量で任意に作成するため、「設計図書」としない。

(5) 完成図

「完成図」とは、当初設計図、変更設計図、参考図（必要に応じて）について、土木工事共通仕様書等に基づき、工事目的物の完成状態を記録した図面。

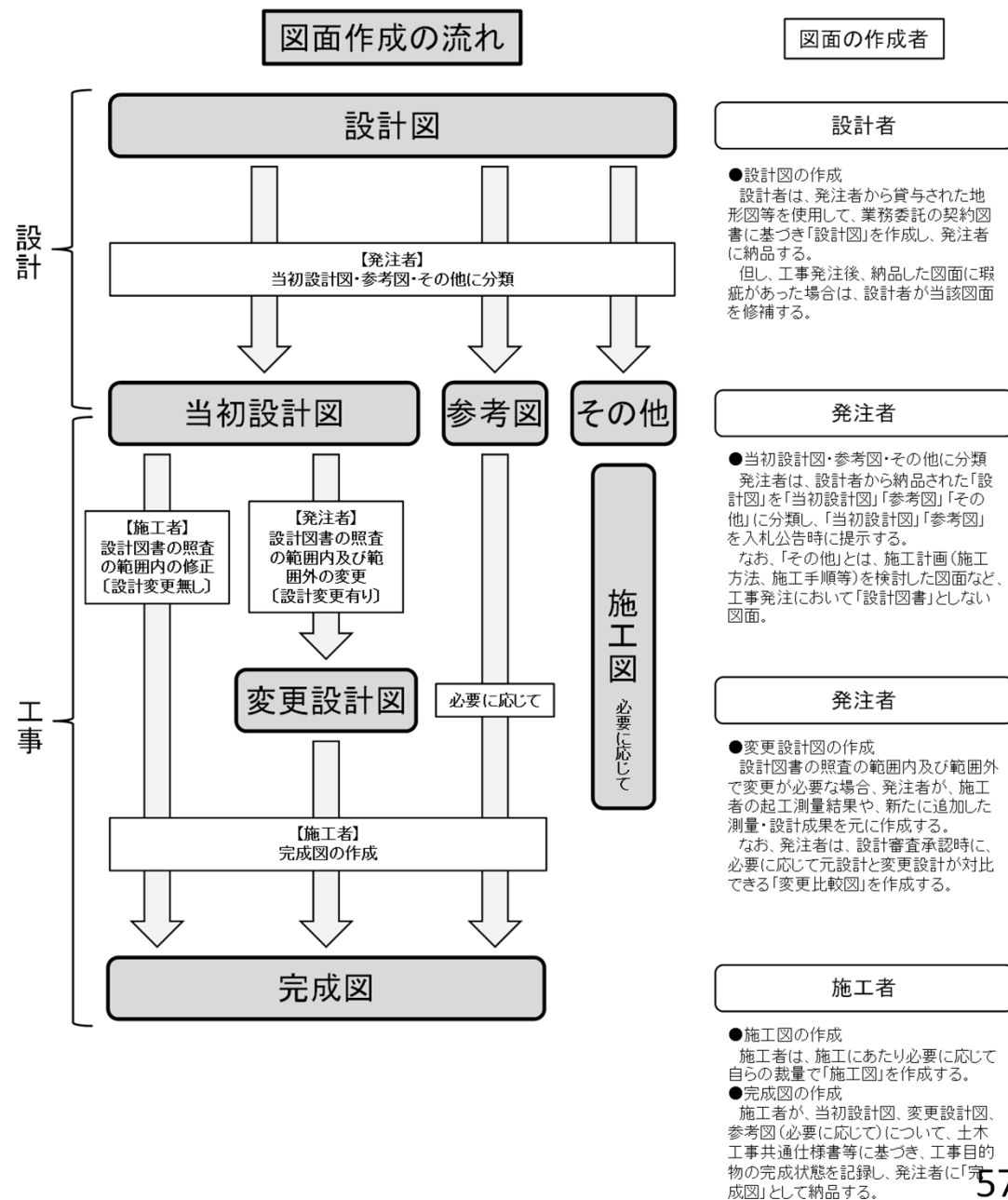
工事完成時に施工者が作成し、発注者に納品する。

2-2 図面作成にあたっての留意点

- (1) 設計者から納品された「設計図」については、発注者が責任を持って「当初設計図」「参考図」「その他」に分類する。
- (2) 工事発注後、設計者から納品された図面に瑕疵があった場合、発注者は、施工者に対して、その図面を修正する責任、並びに設計者に対して、修補請求する義務がある。
また、設計者は、工事発注後、納品した図面に瑕疵があった場合、当該図面を修補する義務がある。
- (3) 当初設計図について「土木工事設計図書の照査ガイドライン（案）」及び「土木工事設計変更ガイドライン（案）」における「設計図書の照査」により、「設計変更」が必要となった場合には、発注者の費用負担で「変更設計図」を作成する。
- (4) 工事発注後、新たに作成する図面については「1. 図面の分類と定義」に基づき、発注者と施工者の協議により「変更設計図」「参考図」「施工図」の取り扱いを定める。
ここで、図面作成を設計者に依頼する場合は、定めた取り扱いに基づき、発注者、施工者それぞれが「自身に責任がある図面」の作成費用を負担する。
- (5) 任意仮設等の「参考図」であっても、設計図書に明示された条件（発注者の積算の考え方）と実際の現場条件が一致しない場合、発注者と施工者の協議により設計変更の対象とすることができる。ただし、施工者の責による場合は除く。
- (6) 設計者が設計図を作成する際、測量精度、地質調査精度（ボーリング位置など）等が必要な精度を満足しない場合や、埋設物試掘状況等の現地条件について、設計段階で十分とはいえない場合は、設計者は発注者と協議し、必要な対応を図る。

例えば、施工時において対応可能な場合は、設計図に「施工における留意事項」として「図面作成条件」「施工段階に確認すべき事項」等を記載するものとする。

2-3 設計と工事における図面作成の流れ



1. 品質確保、生産性向上

その他

業務のWEB会議の実施について

- 業務打合せにおいて、受発注者間のコミュニケーション円滑化等に係る取り組みとして、業務の効率化に資するWEB会議の実施の取り組みを実施
- この取組により、受注者の移動時間軽減による業務生産性及び打合せの質が向上、またコスト縮減などに期待

○実施対象

- 令和2年4月1日以降に契約する土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査業務等、全ての業務委託



神通川水系砂防事務所の取組事例（WEB方式）



〔期待できる効果〕

- ・費用の縮減
- ・移動時間の縮減

- 「多様な働き方」にとても馴染む
- 移動時間・コストの縮減による技術サービスの品質向上
- 日程調整が容易となり、多面的な議論（打合せ）が可能

※管理技術者（東京在所）がWEB参加

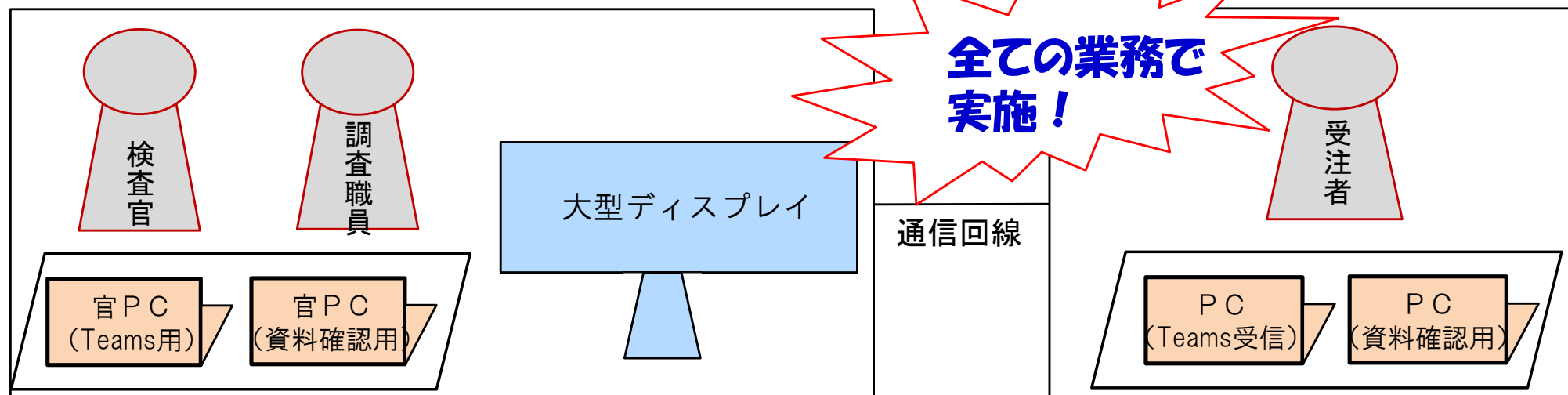
- 令和2年度末より、北陸地方整備局では、全ての職員PCに、Teams（Microsoft）のライセンスを発行
- 速やかにWEB会議の実施が可能に（WEBシステム申請手続きが軽減）

業務のWEB形式による完成検査の実施について

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、建設業でもこれを契機とし、「非接触」や「リモート」をキーワードとする新たな取り組みを実施。
- 北陸地整においては、全業務（調査・設計、測量、地質調査）において、WEB形式を用いた業務打合せを実施しているところ
- 業務においては、この通信技術を活用し、更なる合理化と簡素化を進める必要がある。
- 今後、業務の完成検査は、全てにおいて「WEB形式を用いた非対面式」で検査を実施します。

「検査官」と「受注者」とが直接対面せずに検査を実施

※但し、現場での立合いや、対面での確認が必要な場合は、この限りではない。



- ◆ 検査官（監督職員、調査職員を含む）と受注者とはテレビ会議システムを介して、意思疎通。
- ◆ 検査書類（電子成果品を基本）は、発注者側検査会場に事前用意。
- ◆ 検査内容で即答することができない場合は、後日確認するなど柔軟に対応
- ◆ 受発注者双方の参加者全員の氏名を確実に記録し残すこと など。

生産性向上技術活用表彰

1. 目的

・建設現場・委託業務において魅力ある現場に変えていくために、革新的技術の活用等により生産性向上を図るi-Construction、BIM/CIM等の取組について先進的な技術の拡大を推進することを目的とし、優れた取り組みを行った企業を局長が表彰する。

2. 表彰対象

- ・当該年度に完成した北陸地方整備局発注の工事・委託業務全ての業務
※効果が確認できるものであれば、施工中のものも可
- ・建設現場の生産性・技術の向上に寄与する新技術の活用、既存技術の新たな活用分野の開拓などで一定の効果が得られたものから次に掲げる分野について、有効性、先進性、独自性、波及性の観点から斟酌

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| ・3次元測量・設計 | ・遠隔臨場 |
| ・ICTの活用 | ・品質向上の取組 |
| ・BIM/CIMの活用 | ・i-Constructionに係る人材育成、講習会の実施 |
| ・プレキャスト製品の活用 | ・安全に関する技術の活用 |
| ・新技術の活用 | ・その他 |
| ・工事書類の簡素化 | |

※ i-Construction は、ICT、BIM/CIMの活用だけではなく、技術の新たな活用分野の開拓など生産性向上に係る取組全般を対象

3. 表彰件数

- ・当該年度に完成した工事・委託業務のうち、3件程度を選定

4. その他(インセンティブ)

- ・業務においては企業の表彰実績として優良業務表彰の局長表彰と同等の評価とする。

2. 担い手確保・育成

就業環境改善の取り組み

⑨ウィークリー・スタンス(R5.3一部修正)

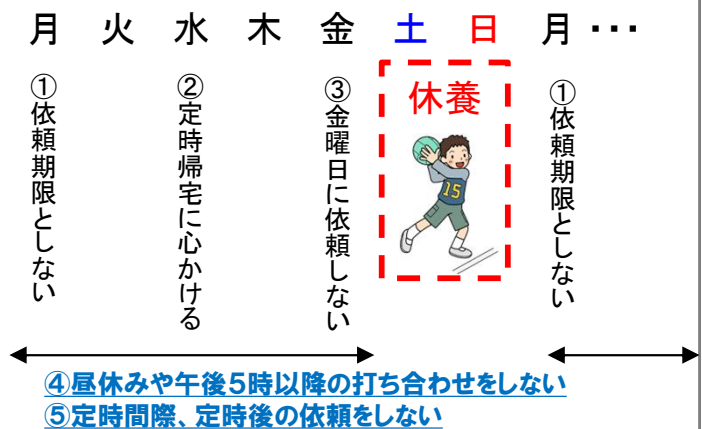
□一週間における受発注者相互のルールや約束事、スタンスを目標と定め、計画的に業務を履行することにより業務環境等を改善し、品質確保に寄与する「ウィークリースタンス」を全ての測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務において実施する。

□結果検証のため、今後、受発注者への「取り組み状況調査」を実施する。

※青字アンダーライン箇所が修正点

進め方

- 1) 全ての業務において特記明示
- 2) 具体的な進め方
 - ① 初回打合せにおいて、取組内容を定める。
 - ② 定めた内容は、管理技術者等及び主任調査員等が打合せメモ等で確認し、受発注者間で共有する。
- 3) 取組方法
 - ① 取組内容の確認及び状況報告等は、業務スケジュール管理表を活用する。
 - ② 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取組のフォローアップ等を行う。
 - ③ 管理技術者等は、成果品納入時の打合せにおいて、業務全般の取組結果（効果、改善点等）について報告する。



【特記仕様書記載例】

第〇条 ウィークリー・スタンス

1. 本業務はウィークリー・スタンスの推進を図るために下記の事項について、受注者の意思を確認の上、受発注者間で目標を定め、取り組むものとする。

- ① マンデー・ノーピリオド（月曜日は依頼の期限日としない）
- ② ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅に心がける）
- ③ フライデー・ノーリクエスト（金曜日に依頼しない）
- ④ ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング（昼休みや午後5時以降の打ち合わせをしない）
- ⑤ イブニング・ノーリクエスト（定時間際、定時後の依頼をしない）

【以下は、任意で記載】

- ⑥ 金曜日でも定時の帰宅を心掛ける
- ⑦ その他、任意で設定する取組（受発注者間で合意した事項）

2. 初回打合せにおいて、受発注者間で取組内容を定めるものとし、確認及び情報報告等は、業務スケジュール管理表等を活用する。
なお、災害対応等の業務遂行上緊急の事態が発生した場合には、受発注者間に対応について協議するものとする。

マンスリー・ケア(試行)

1. 目的

受注者の業務執行の円滑化や精神的負担の軽減を目的に、ウィークリースタンスの実施状況や業務執行・スケジュール等の状況について、発注者が毎月ケアすることで、業務環境等を改善し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努める。

2. 対象

原則、全ての土木関係コンサルタント業務を対象に試行。(状況を見つつ、測量業務、地質調査への拡大)

3. 取組内容

①発注者(〇〇官or担当課長)が、受注者(管理技術者)に、電話(2回目以降はメールも可)によるケア(ヒアリング)を実施。

②毎月一回(在宅勤務の日を想定)、全ての業務を対象に10～20分程度で実施。

③ケア(ヒアリング)の内容は以下のとおり。

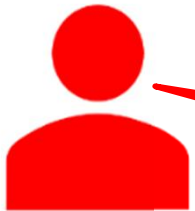
- ・ウィークリースタンスやマンスリーチェック等が適切に実施されているか？
- ・業務を遂行する上で困っている事や、阻害要因は無いかな？
- ・その他、受発注者間で共有したい情報、受注者からの要望事項、相談事等の確認。

※受注者の不安解消や問題点の発見を目的とするものであり、業務の内容や進捗状況等を確認するものではない。(業務に関する打合せはしない事！)

④ケア(ヒアリング)内容によっては、副所長等に相談の上、ワンデーレスポンスで対応。

北陸地方整備局の取組み	
ワンデーレスポンス (日々の対応)	H23～ 
ウィークリー・スタンス (一週間の予定)	H26～ 
マンスリー・ケア (月々のケア)	R3～(案) 

発注者(〇〇官・担当課長等)



受注者(管理技術者)



マンスリー・ケア
(毎月1回・10～20分程度)

なるべく簡素に相互の負担を少なく！

【メリット】

- ・全ての業務の問題点等を把握できる
- ・現場の声を知ることができる
- ・現場の問題意識が深まる

- ・ウィークリースタンスやマンスリーチェックは、適確に実施されていますか？
- ・業務をスケジュール通りに進める上で、支障となっている事はありますか？
- ・業務上で、悩んでいる事、困っていることはありませんか？
- ・その他、伝えておきたい事、相談したい事はありますか？.....

【メリット】

- ・発注者との双務性が深まる
- ・現場の声を直接課長に伝えることで安心感が生まれる
- ・毎月の会話により相談し易い雰囲気生まれる

2. 担い手確保・育成

若手技術者育成支援の取り組み

若手技術者のヒアリング同席(3ステージ・アクション)

設計等のコンサルタント業務において、応募競争、入札契約、業務履行の各々の段階で総合的に取り組みを試行し、若手技術者の育成を支援しているところ(3ステージアクション)。R6年度も以下のとおり試行を継続する。

H25～試行開始
応募競争

若手技術者ヒアリング同席

R6試行継続

実施方針、特定テーマ等の管理技術者ヒアリング時に若手の技術者を同席させることができる。

(期待される効果)

若手技術者がヒアリングを経験でき、初めてヒアリングにあたる場合に円滑かつ効率的にできる。

- ・同席者を担当技術者のみから応募者社員の若手技術者に拡大(1名)。
- ・プロポーザル、総合評価業務を対象(一部除く)に試行。

- ・同席予定者3名を事前登録し、内1名を同席できるようルールを改正(H27.12)
⇒ 試行・検証を継続

H25～試行開始
入札契約

若手管理技術者＋自主的照査

R6試行継続
(令和6年度一部見直し)

経験の少ない若手(40歳以下)を初めて管理技術者にあて入札に参加する場合、自主的にベテラン、シニア技術者を照査させれば、総合評価で加点する。

(期待される効果)

若手技術者でも受注機会が上がり、経験実績を得られる。
品質はベテラン技術者の照査により確保される。

- ・照査技術者にも同種あるいは類似実績は必要。(管理技術者と同等以上の資格、経験)
- ・自主的照査は、通常の照査とは別に実施のこと(費用は計上しない)
- ・総合評価業務(1:1)のうち発注者が選定した業務を対象に試行

- ・評価項目と配点の見直し(H28.4)
- ・対象件数を増やし、効果を確認
⇒ 試行・検証を継続

H26～試行開始
業務履行

関係機関協議への参加

H27～本格運用(試行終了)

業務契約後、設計のための関係機関等との協議に、コンサルタントも参加させる。(業務版の三者会議)

(期待される効果)

設計や協議がスムーズに進むとともに、設計成果の品質向上に寄与できる。若手の現場経験にも寄与できる。

- ・協議に参加できる技術者は、2名程度まで。
- ・協議に要した直接人件費は設計変更の対象とし、歩掛は、三者会議に準ずる。
- ・プロポーザル、総合評価業務のうち発注者が選定した業務を対象に試行。

(試行結果の検証)

- ・受発注者から良好な意見多数。
- ・H27より関係機関協議が標準歩掛として設定され「本格運用」を開始。
⇒ 試行は終了

【目的】

経験の少ない若手(40歳以下)を管理技術者に配置し、自主的にベテラン、シニア技術者等を技術者を配置し照査することにより、若手技術者の人材確保・育成、及び建設シニア等からの技術伝承を促す方式として試行

【期待される効果】

若手技術者の受注機会が増え、経験実績を得られる。
(品質はベテラン・建設シニア等の照査により確保)

【試行内容】

予定管理技術者として、経験の少ない若手(40歳以下)を配置し、加えて品質を担保するため自主的に建設シニア等のベテランの照査技術者(「自主的照査技術者」という。)を配置する場合、総合評価で加点する。

■対象業務

・総合評価(簡易型1:1)のうち**発注者が指定した業務**

■自主的照査技術者を配置する場合の条件

- ・予定管理技術者(若手技術者)の年齢が40歳以下
- ・予定管理技術者(若手技術者)より**経験・資格が上位の技術者**
- ・自主的照査は、**通常の照査とは別に実施(費用は計上しない)**

■技術評価点

- ・指名段階、入札段階の参加表明者、予定管理技術者の**地域要件を評価せず、若手技術者の配置に配分**
- ・実施方針の**目的、条件、内容の理解及び地域の実情にあった提案の配点を下げ、照査項目の提案に配分**

技術評価点の配点内訳

		評価項目	簡易型	自主的照査併用型
指名段階	参加表明者	建設コンサルタント登録等	5	5
		同種又は類似業務等の実績の内容	5	5
		地域貢献度(災害協定に基づく実績)	5	—
		過去4年間の業務成績	30	30
		過去2年間の業務表彰	5	5
		配点合計	100	100
	予定管理技術者	技術者資格	5	5
		同種又は類似業務等の実績の内容	5	5
		地域精通度(当該事務所周辺の受注実績)	5	—
		若手技術者の配置	—	10
		過去4年間の業務成績	30	30
		過去4年間の業務表彰	5	5
		配点合計	100	100
入札段階	予定管理技術者	技術者資格	5	5
		同種又は類似業務等の実績の内容	10	10
		地域精通度(当該事務所周辺の受注実績)	10	—
		若手技術者の配置	—	10
		過去4年間の業務成績	20	20
		過去4年間の業務表彰	5	5
	実施方針	目的、条件、内容の理解 地域の実情を把握した提案	40	30
		業務量把握の妥当性	10	10
		照査項目の提案	—	10
		配点合計	100	100

建設コンサルタント業務等の品質確保には、業務を実施する技術者の多様性（経験年数、価値観等）が有効な場合があります。
また、担い手の確保・育成のためにも、次代担い手（女性・若手技術者）を積極的に配置がすることが必要です。
これらを踏まえ、次代担い手（女性・若手技術者）を含む多様性（経験年数、価値観等）を加味した技術者の配置により、業務成果の品質向上を図る業務委託を試行しています。（配置予定技術者の構成に応じて評価）

＜対象業務＞ H29～

プロポーザル方式により発注する概ね予定価格2,000万円程度以下の「計画・検討系業務」等を対象とする。

※各事務所1件以上（総合事務所においては治水・道路毎に1件以上）
試行する。

【拡大】R2～

プロポーザル方式により発注する土木関係建設コンサルタント業務を対象とする。
※各事務所1件以上（総合事務所においては治水・道路毎に1件以上）試行

＜評価方法＞

管理技術者、担当技術者（登録順位の上位2名までが対象）の構成により、実施方針の「その他（地域の実情にあった提案）」の10点満点のうち、「多様性」に最大5点を分配する。

【多様性5点】

次の全ての要件を満たし、かつ管理技術者を含めた技術者を3名以上配置している。

- ①女性技術者を配置している。
- ②若手技術者（30歳以下）を配置している。
- ③配置予定技術者の最年長と最年少の年齢差が20歳以上である。

【多様性2点】

次の全ての要件を満たし、かつ管理技術者を含めた技術者を3名以上配置している。

- ①女性技術者を配置している。
- ②若手技術者（35歳以下）を配置している。
- ③配置予定技術者の最年長と最年少の年齢差が15歳以上である。

「多様性5点」の例

(例1)	(例2)	(例3)
		
管理(男性)50歳	管理(男性)55歳	管理(女性)45歳
		
担当(男性)40歳	担当(女性)40歳	担当(男性)50歳
		
担当(女性)30歳	担当(男性)30歳	担当(男性)30歳

「多様性2点」の例

(例1)	(例2)	(例3)
		
管理(男性)50歳	管理(男性)55歳	管理(女性)45歳
		
担当(男性)40歳	担当(女性)40歳	担当(男性)50歳
		
担当(女性)35歳	担当(男性)35歳	担当(男性)35歳

※年齢評価の考え方

当初設定する履行期限（工期の末日）時点の年齢で評価する。

3. その他

令和6年度 積算基準改定の概要

積算改定概要

【調査・設計業務等】

➤ 諸経費の改定

＜実態乖離による率の改定＞

- ・地質調査業務

＜諸経費動向調査による率計上内容の改定＞

- ・測量業務、地質調査業務、設計業務、調査、計画業務

⇒情報共有システム費用、BIM/CIMライセンス費用、熱中症対策費用 等

➤ 歩掛の新規制定

- ・地質調査業務 解析等調査業務－計画準備

➤ 歩掛の適用範囲改定

- ・調査、計画業務 流量観測業務－高水流量観測

⇒現地出勤の有無に関わらず、基地準備時間及び片付け時間の計上が可能

歩掛の改定について

■地質調査業務

- 諸経費動向調査の結果、地質調査業務の諸経費率を改定。

	対象額	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下		3,000万円を超えるもの
	適用区分等	下記の率とする。	(2) の算定式により求められた率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			A	B	
現行	率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113	40.8%
改定		82.5%	290.2	-0.091	60.6%

歩掛の改定について

■地質調査業務－解析等調査業務

- 歩掛実態調査の結果を踏まえ、新たに「計画準備」の歩掛を新規制定。

計画準備 (1業務当り)

	主任技術者	理事、技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
計画準備			1.5	2.5	2.5	2.0	

3. その他

令和6年度 共通仕様書改定の概要

共通仕様書改訂概要

➤ 各共通仕様書 共通事項

- ・用語の定義（「書面」）について土木工事共通仕様書と記載を統一。
- ・個人情報の取扱いに関して、法律の廃止に伴い、記載を修正。

➤ 設計及び解析業務委託共通仕様書

- ・オンライン電子納品に関する記載を追加。
- ・（砂防及び地すべり対策編）立案する施工計画、仮設構造物設計について、概略計画（設計）であることが分かる記載に修正。
- ・軽微な修正（各種基準・要領や参考図書等の改訂に伴う修正。）

➤ 測量業務共通仕様書

- ・軽微な修正（各種基準・要領や参考図書等の改訂に伴う修正。）

➤ 地質・土質調査業務共通仕様書

- ・軽微な修正（各種基準・要領や参考図書等の改訂に伴う修正。）

3. その他

入札契約に関する留意事項

令和6年4月1日以降及び令和6年8月1日以降の公示文・入札説明書の変更点

(令和6年4月1日以降) 変更点のポイント

① 予定技術者の手持ち業務量の緩和について

- ・ 令和2年度より、3月末工期の履行期限平準化を進めるため、次年度の第一四半期に繰り越して完了する業務については、「手持ち業務量の対象外」とする取組を試行。
- ・ 令和6年能登半島地震の発生により、災害復旧対応を優先するため業務の一時中止等の措置を実施したことにより、令和6年度の第一四半期に繰り越して完成を予定していた業務の完成が第二四半期に遅れる状況が発生。
- ・ 令和6年度は上記への対応として試行を拡大し、第二四半期までに繰り越して完成する業務について「手持ち業務量の対象外」とする

② 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点評価

- ・ 令和6年能登半島地震を受けて、新潟県、富山県、石川県に所在する事務所の発注業務及び地域要件に新潟県、富山県、石川県を含む発注業務においては、賃上げの実施に関する評価を実施しないことから、賃上げ加点評価の記載を削除。
(賃上げ評価の対象外であることを明記)

(令和6年8月1日以降) 変更点のポイント

① 企業及び予定技術者の業務成績、表彰の資格要件・評価基準の評価期間について 下記のとおり変更する。

令和5年度まで) : 業務成績、表彰の評価年度を8月1日で切替。

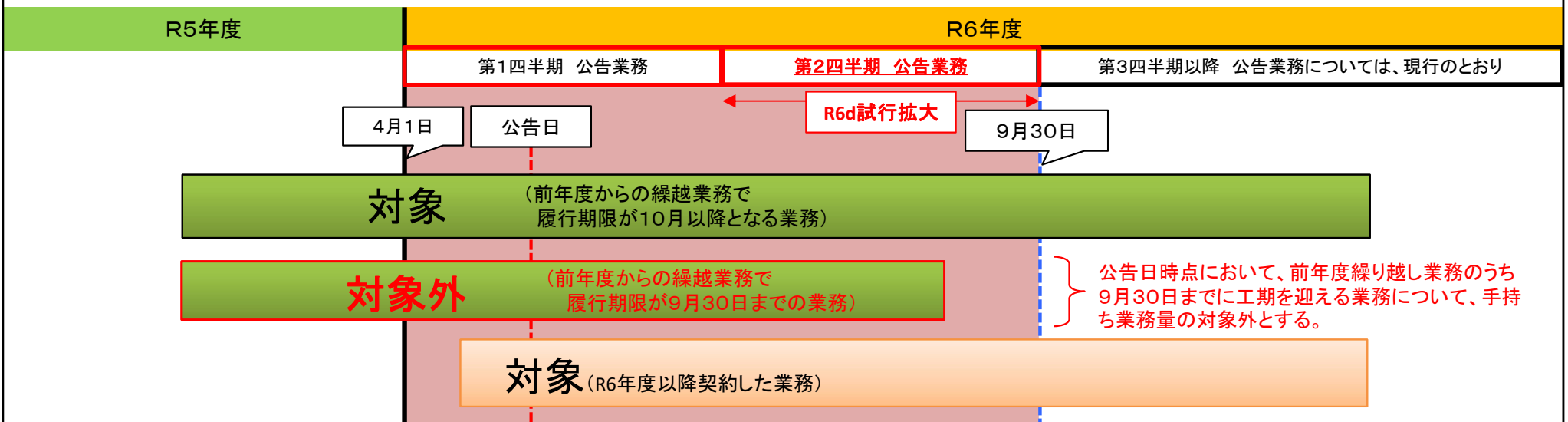
令和6年度より) : 業務成績、表彰の評価年度を10月1日で切替。

予定技術者の手持ち業務量の緩和

- 管理（主任）技術者及び担当技術者の要件として、公告日時点で手持ち業務の契約金額5億円未満かつ10件未満としている。
- 【令和2年度～令和5年度試行】
- 昨今、年度末工期の分散を図るため、積極的に繰越の活用を図ってきており、第1四半期に履行期限を迎える業務が増加傾向にある一方、年間でも第1四半期公告業務が多い状況。
- 3月末工期の履行期限の平準化を進めるため、次年度の第一四半期に繰り越して完成する業務については、「手持ち業務量の対象外」とする取組を試行し、受注者が繰り越ししやすい環境を整備する。
（通常、新規業務を第一四半期に公告する場合、前年度から繰り越した業務は手持ち業務量の対象となるが、それを対象としない施策を実施している）
- 【令和6年度試行】
- 令和6年能登半島地震の発生により、災害復旧対応を優先するため業務の一時中止等の措置を実施したことにより、令和6年度の第一四半期に繰り越して完成を予定していた業務の完成が第二四半期に遅れる状況が発生する。
- 令和6年度は上記への対応として試行を拡大し、次年度の第二四半期までに繰り越して完成する業務については、「手持ち業務量の対象外」とする。
（通常、新規業務を第一四半期、第二四半期に公告する場合、前年度から繰り越した業務は手持ち業務量の対象となるが、それを対象としない施策を実施する）

【手持ち業務量の対象】 公告日時点で、管理(主任)技術者等又は担当技術者となっている**全ての業務が対象**
（契約金額が500万円未満の業務、照査技術者としての業務を除く）

【R6年度の試行】



総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点評価

令和6年能登半島地震に係る賃上げ企業優遇措置への取扱い

○令和6年3月13日付け国土交通本省の通知を受け、令和6年能登半島地震の被災地の被災状況及び復旧状況に照らし、以下のとおり賃上げ企業優遇措置への取扱いを運用する。

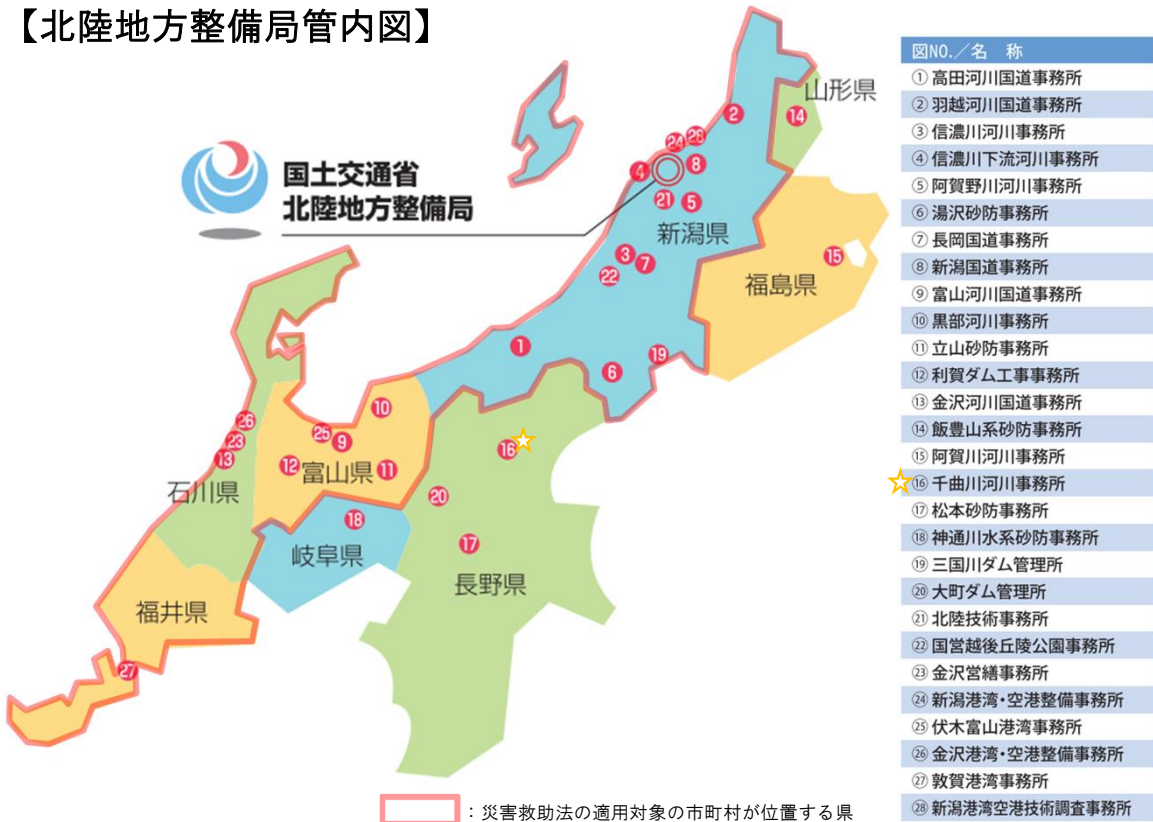
【賃上げ企業の減点免除措置】

- ・災害救助法の適用対象とされた、新潟県、富山県、石川県及び福井県の35市11町1村（令和6年1月19日時点）に、主たる事業所を有する企業については、賃上げ企業の減点免除の対象とする。ただし、主たる事業所以外が被災した場合についても、その被災状況や経営への影響等の実情に応じて免除対象となる場合がある。

【北陸地方整備局における調達】

- ・新潟県、富山県、石川県及び福井県の4県内における発注、及び競争参加資格における地域要件の対象地域が新潟県内、富山県内、石川県内又は福井県内を含んで設定する場合は、当面の間、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目は設けないこととする（令和6年4月1日以降に入札契約手続きを開始する案件より適用）。

【北陸地方整備局管内図】



【賃上げ項目の設定をしない案件】

- 新潟県、富山県、石川県及び福井県の4県内に所在する事務所の発注案件。
（本局発注の場合は、工事施工箇所や業務対象箇所が上記4県内を含むかで判断する）
- 上記4県内以外に所在する事務所で、地域要件に新潟県、富山県、石川県又は福井県を含んで設定する発注案件。

【（参考）賃上げ項目を設定する例】

＜長野県内に係る発注＞

- 千曲川河川事務所又は北陸地方整備局が発注する案件
地域要件「長野県内」
（工事：一般土木C）
（業務：簡易特別型・業務能力評価型）

→ 賃上げ項目は設ける

地域要件「指定なし」

（工事：一般土木A）

→ 賃上げ項目は設ける

上記以外は賃上げ項目を設定しない

工事・業務にかかる資格要件・評価基準等の変更タイミングについて

- 令和5年度以前は、工事の総合評価落札方式等における競争参加資格要件の適用期間及び評価基準に基づく加点措置について、評価項目によって評価切替のタイミングが異なっていたことを踏まえ、令和6年度より工事成績や表彰の評価切替タイミングを「10月1日」に統一します。
- また、業務においても、工事とあわせ業務成績や表彰の評価切替タイミングを「10月1日」に統一します。

【工事】

事】

変更前

変更後

※安全管理優良受注者表彰については、従前どおり「10月1日」で評価切替

技術資料提出期限日 (同時提出方式は、申請書提出期限日)			4月 1日	5月 1日	6月 1日	7月 1日	8月 1日	9月 1日	10月 1日	11月 1日	12月 1日	1月 1日	2月 1日	3月 1日	4月 1日	5月 1日	6月 1日	7月 1日	8月 1日	9月 1日	備考
企業の 技術力	工事成績			令和元年度～令和4年度						令和2年度～令和5年度										完成年度	
		工事成績優秀企業		令和4年度・5年度						令和5年度・6年度										認定年度	
	優良工事表彰及び安全管理優良受注者表彰	優良工事表彰	令和4年度・5年度						令和5年度・6年度										表彰年度		
		安全管理優良受注者表彰	令和4年度・5年度				変更無し		令和5年度・6年度										表彰年度		
	優良工事における下請負者表彰 【メモ：一般土木C・B、鋼橋上部、PCのみ対象】		令和4年度・5年度						令和5年度・6年度										表彰年度		
	生産性向上技術活用表彰 又はICT人材育成推進企業認定	生産性向上技術活用表彰	令和5年度						令和6年度										表彰年度		
		ICT人材育成推進企業認定	令和5年度						令和6年度										認定年度		
	配置 予定 技術者の 能力	工事成績		平成29年度～令和4年度						平成30年度～令和5年度										完成年度	
優良建設技術者(工事)表彰 又は優良工事表彰の従事技術者		優良建設技術者(工事)表彰	令和2年度～令和5年度						令和3年度～令和6年度										表彰年度		
		優良工事表彰の監理(主任)技術者	令和4年度・5年度						令和5年度・6年度										表彰年度		
技術資料提出期限日			4月 30日	5月 31日	6月 30日	7月 31日	8月 31日	9月 30日	10月 31日	11月 30日	12月 31日	1月 31日	2月 28日	3月 31日	4月 30日	5月 31日	6月 30日	7月 31日	8月 31日	9月 30日	

【業務】

務】

			変更前					変更後																
参加表明書の提出期限日			4月 1日	5月 1日	6月 1日	7月 1日	8月 1日	9月 1日	10月 1日	11月 1日	12月 1日	1月 1日	2月 1日	3月 1日	4月 1日	5月 1日	6月 1日	7月 1日	8月 1日	9月 1日	備考			
技術提案書に 要求される資格	企業	過去4年間の業務成績	平成31年度～令和4年度										令和2年度～令和5年度										完成年度	
	予定管理技術者	過去4年間の技術者の 業務成績	平成31年度～令和4年度										令和2年度～令和5年度										完成年度	
技術提案書 特定評価項目	企業の成績・表彰	過去4年間の業務成績	平成31年度～令和4年度										令和2年度～令和5年度										完成年度	
		過去2年間の業務表彰の 有無	令和4年度～令和5年度										令和5年度～令和6年度										表彰年度	
		生産性向上技術活用表彰	令和5年度										令和6年度										表彰年度	
	予定技術者	過去4年間の技術者の 業務成績	平成31年度～令和4年度										令和2年度～令和5年度										完成年度	
		過去4年間の技術者表彰の 有無	令和2年度～令和5年度										令和3年度～令和6年度										表彰年度	
参加表明書の提出期限日			4月 30日	5月 31日	6月 30日	7月 31日	8月 31日	9月 30日	10月 31日	11月 30日	12月 31日	1月 31日	2月 29日	3月 31日	4月 30日	5月 31日	6月 30日	7月 31日	8月 31日	9月 30日				

(参考) 実施方針の評価項目の見直し

実施方針の評価項目の見直し（総合評価（簡易型1：1））：R5変更

- 受発注者双方の技術提案の作成・審査に係る契約事務手続きの効率化を目的として、総合評価落札方式（簡易型1：1）を対象として実施方針の評価項目の見直しをする。

対象：総合評価落札方式（簡易型1：1）

【令和4年度まで】

評価項目	評価の着目点		技術点
		判断基準	
実施方針・実施フロー・工程表その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	15
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
	その他	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。	15

【令和5年度から見直し】

評価項目	評価の着目点		技術点
		判断基準	
実施方針・ 実施フロー・工程表その他	業務理解度	業務の目的、条件、内容をの理解度がした上で、的確な実施方針が示されているとともに、地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合に優位に評価する。	40 15
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
	その他	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。	15



集約

※文字の大きさは10ポイント以上、かつ15行以内とし、提案事項も最大3項目までに絞って記載。（図表の使用可）

（図表）

・業務の実施方針

・業務フロー

実施フローの削除

・工程計画

検討項目	業務工程						備考
	月	月	月	月	2月	3月	

・その他

注1 業務の実施方針は、業務フロー（図表）と併せて記載する。
 注2 提出者（設計共同体の構成員を含む）及び協力を求める学識経験者等を特定することができる内容の記述（具体的な姓名・個人名等）を記載してはならない。
 注3 文字の大きさは10ポイント以上とする。（図表は読み取れる程度に縮小可）
 注4 図表を使用する場合は、業務の実施方針の記載箇所（15行）以内とする。（図表は読み取れる程度に縮小可）
 注5 15行を超えて記載した技術提案書は評価しない。

（図表）

・業務の実施方針

・工程計画

検討項目	業務工程						備考
	月	月	月	月	2月	3月	

注1 業務の実施方針は、業務フロー（図表）と併せて記載する。
 注2 提出者（設計共同体の構成員を含む）及び協力を求める学識経験者等を特定することができる内容の記述（具体的な姓名・個人名等）を記載してはならない。
 注3 文字の大きさは10ポイント以上とする。（図表は読み取れる程度に縮小可）
 注4 図表を使用する場合は、業務の実施方針の記載箇所（15行）以内とする。（図表は読み取れる程度に縮小可）
 注5 15行を超えて記載した技術提案書は評価しない。

(参考) 実施方針の評価項目の見直し

実施方針の評価項目の見直し（総合評価（簡易特別型1：1））：R5変更

- 受発注者双方の技術提案の作成・審査に係る契約事務手続きの効率化を目的として、総合評価落札方式(簡易特別型1：1)を対象として実施方針の評価項目の見直しをする。

対象：総合評価落札方式(簡易特別型1：1)

【令和4年度まで】

評価項目	評価の着目点		技術点
		判断基準	
実施方針・実施フロー・工程表	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	5
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10

【令和5年度から見直し】

評価項目	評価の着目点		技術点
		判断基準	
実施方針・ 実施 フロー ・ 工程表	業務理解度	業務の目的、条件、内容をの理解度がした上で、的確な実施方針が示されているとともに、地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合に優位に評価する。	20 5
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5 10

・業務の実施方針 (様式-14)

・業務フロー

実施フローの削除

・工程計画

検討項目	業務工程					備考
	月	月	月	月	月	

注1) 業務の実施方針、業務フローチャート、工程計画について簡潔に記載する。
 注2) 発注者（設計共同体の構成員を含む）及び能力を求める学識経験者等を特定することができる内容の記述（具体的な姓名・職名等）を記載してはならない。
 注3) 文字の大きさは10ポイント以上とする。（図表は読み取れる程度に縮小可）

簡易特別型では「その他」の記載を省略している。

集約

※文字の大きさは10ポイント以上、かつ15行以内とし、提案事項も最大3項目までに絞って記載。（図表の使用可）

※現状、簡易特別型では省略している「その他」について、業務の実施方針と合わせて記載する。

・業務の実施方針 (様式-14)

・業務の実施方針

・工程計画

検討項目	業務工程					備考
	月	月	月	月	月	

注1) 業務の実施方針、業務フローチャート、工程計画について簡潔に記載する。
 注2) 発注者（設計共同体の構成員を含む）及び能力を求める学識経験者等を特定することができる内容の記述（具体的な姓名・職名等）を記載してはならない。
 注3) 文字の大きさは10ポイント以上とし、提案事項も最大3項目までに絞って記載する。
 注4) 図表を使用する場合は、業務の実施方針の記載箇所（1～5行）枠内とする。（図表は読み取れる程度に縮小可）
 注5) 1～5行を超えて記載した技術提案書は評価しない。

（参考）実施方針の評価項目の見直し

ケース1) 15行かつ50文字以内で図表を用いず作成したケース
→「業務の実施方針」について、評価(加点)の対象とする。

- ・業務の実施方針

[illegible]

・工程計画

検討項目	業務工程						備考
	月	月	月	月	2 月	3 月	

注１）業務の実施方針、工程計画について簡潔に記載する。

注２）提出者（設計共同体の構成員を含む）及び協力を求める学識経験者等を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名等）を記載してはならない。

注３）文字の大きさは１０ポイント以上、業務の実施方針は１５行、かつ１行あたり５０文字以内とし、提案事項は３項目以内に絞って記載する。

注４）図表を使用する場合は、業務の実施方針の記載箇所（１５行）枠内とする。（図表は読み取れる程度に縮小可）※図表は、業務の実施方針の記載内容を補完する目的として使用し、図表内に業務の実施方針の内容（提案事項含む）は記載しないものとする。

注５）１５行（１行あたり５０文字）を超えて記載した技術提案書（業務の実施方針）は評価しない。

→ 「業務の実施方針」について、評価（加点）の対象とする。

- ・業務の実施方針

[illegible]

・工程計画

[illegible]

注１）業務の実施方針、工程計画について簡潔に記載する。

注２）提出者（設計共同体の構成員を含む）及び協力を求める学識経験者等を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名等）を記載してはならない。

注３）文字の大きさは１０ポイント以上、業務の実施方針は１５行、かつ１行あたり５０文字以内とし、提案事項は３項目以内に絞って記載する。

注４）図表を使用する場合は、業務の実施方針の記載箇所（１５行）枠内とする。（図表は読み取れる程度に縮小可）※図表は、業務の実施方針の記載内容を補完する目的として使用し、図表内に業務の実施方針の内容（提案事項含む）は記載しないものとする。

注５）１５行（１行あたり５０文字）を超えて記載した技術提案書（業務の実施方針）は評価しない。

Ⅱ．最近の取組紹介

1. 令和5年度からのBIM/CIM原則適用について

BIM/CIMとは

○BIM/CIM（**B**uilding/**C**onstruction **I**nformation **M**odeling, **M**anagement）とは、建設事業で取扱う情報をデジタル化することにより、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図ることを言う。

情報共有の手段として、3次元モデルや参照資料を使用する。

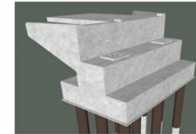
3次元モデル

参照資料

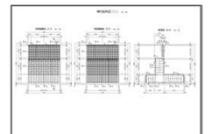
BIM/CIM原則適用(R5～)

- 活用内容に応じた3次元モデルの作成・活用
- DS（Data-Sharing）の実施（発注者によるデータ共有）

3次元形状データ + 属性情報（部材等の名称、規格等）

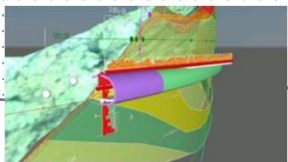


2次元図面、報告書等の3次元モデル以外の情報



調査・測量

- ・ 地形、地質の視覚化
- ・ 希少種等の生息範囲の重ね合わせ検討



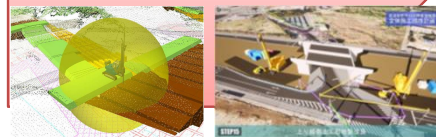
設計

- ・ 事業計画の検討
- ・ 点検、走行シミュレーション



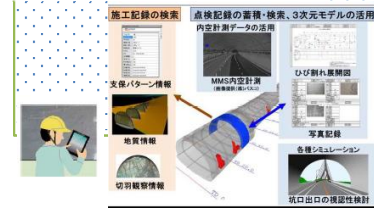
工事

- ・ 施工ステップの確認
- ・ 自動化施工、出来形管理で活用



維持・管理

- ・ 自動計測、記録
- ・ 遠隔監視、診断



調査・測量

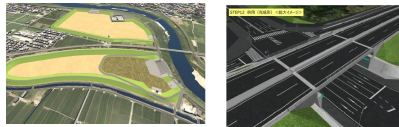
■ ■ ■

令和5年度 義務化し、活用

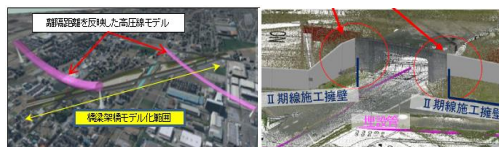
詳細設計

発注者が明確にした活用内容に応じて、3次元モデルを作成・活用

出来あがり全体イメージの確認



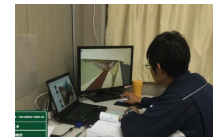
特定部（複雑な箇所、干渉等）の確認



工事

設計段階で作成された3次元モデルを閲覧

施工計画の検討補助



2次元図面の理解補助



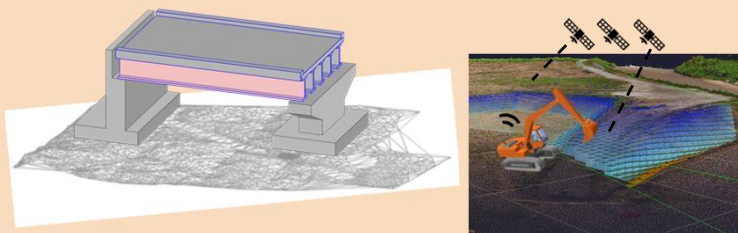
現場作業員等への説明



令和5年度からのBIM/CIM原則適用について

BIM/CIM原則適用(R5～)

1. 活用内容に応じた 3次元モデルの作成・活用



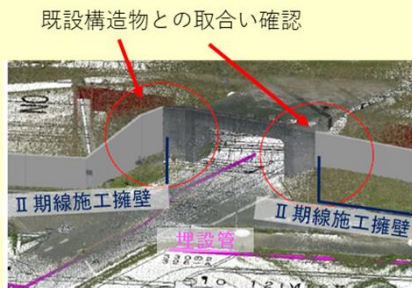
3次元モデルを作成するという手段を目的化するのではなく、業務・工事ごとに発注者が活用内容を明確にした上で、必要十分な3次元モデルを作成・活用する

義務項目

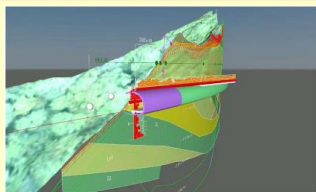
- 「視覚化による効果」を中心に未経験者も取組可能な内容とした活用内容
- すべての詳細設計・工事において適用

推奨項目

- 「視覚化による効果」の他「3次元モデルによる解析」など高度な活用内容
- 大規模な業務・工事や条件が複雑な業務・工事を中心に、積極的に活用

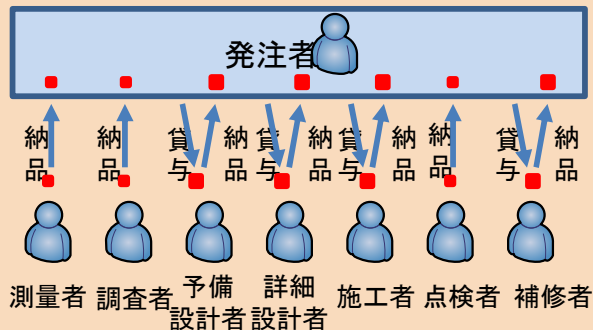


既設構造物との取合い確認



トンネルと地質の位置確認

2. DS(Data-Sharing)の実施(発注者によるデータ共有)



将来的なデータ管理に向けた第一歩として、業務、工事の契約後速やかに、受注者に設計図書の作成の基となった情報を説明することを発注者に義務づける

詳細設計段階

- ①出来あがり全体イメージの確認
- ②特定部の確認(2次元図面の確認補助)
 - ・立体交差部
 - ・既設構造物等との接続部
 - ・2m以上の高低差がある掘削・盛土の施工部
 - ・I橋梁の上部工・下部工の接続部 等

施工段階

- ①施工計画の検討補助
- ②2次元図面の理解補助
- ③現場作業員等への説明

令和5年度からのBIM/CIM原則適用の概要

活用目的(事業上の必要性)に応じた3次元モデルの作成・活用

※ 複雑な箇所、既設との干渉箇所、
工種間の連携が必要な箇所等

- 出来あがり全体イメージの確認
- 特定部※の確認

- 業務・工事ごとに発注者が活用目的を明確にし、受注者が3次元モデルを作成・活用
- 活用目的の設定にあたっては、業務・工事の特性に応じて、義務項目、推奨項目から発注者が選択
- 義務項目は、「視覚化による効果」を中心に未経験者も取組可能な内容とした活用目的であり、原則すべての詳細設計・工事において、発注者が明確にした活用目的に基づき、受注者が3次元モデルを作成・活用する
- 推奨項目は、「視覚化による効果」の他「3次元モデルによる解析」など高度な内容を含む活用目的であり、一定規模・難易度の事業において、発注者が明確にした活用目的に基づき、受注者が1個以上の項目に取り組むことを目指す（該当しない業務・工事であっても積極的な活用を推奨）

対象とする範囲

◎：義務 ○：推奨

		測量 地質・土質調査	概略設計	予備設計	詳細設計	工事
3次元モデル の活用	義務項目	－	－	－	◎	◎
	推奨項目	○	○	○	○	○

対象としない業務・工事

- 単独の機械設備工事・電気通信設備工事、維持工事
- 災害復旧工事

対象とする業務・工事

- 土木設計業務共通仕様書に基づき実施する設計及び計画業務
- 土木工事共通仕様書に基づく土木工事（河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事）
- 上記に関連する測量業務及び地質・土質調査業務

積算

- 3次元モデル作成費用については見積により計上（見積り様式を新規策定）

DS(Data-Sharing)の実施(発注者によるデータ共有)

- 確実なデータ共有のため、業務・工事の契約後速やかに発注者が受注者に設計図書の作成の基となった情報の説明を実施
- 測量、地質・土質調査、概略設計、予備設計、詳細設計、工事を対象

BIM/CIM適用工事・業務における新たな見積り様式について

- ・BIM/CIM適用工事・業務における3次元モデル作成等の費用計上については、見積り依頼を行っているが、見積り様式が定められていないため、計上方法にバラツキが生じていた。
- ・令和6年4月より、BIM/CIM適用工事・業務において、適切なBIM/CIM費用の積算を実施すると共に、今後の標準歩掛等の検討を行うため、新たな見積り様式を策定。

総括表

令和〇年度 〇〇〇橋梁詳細設計業務						
名称	仕様	単位	数量	単価	金額	摘要
1. 直接人件費						
(1) BIM/CIM実施計画書の作成		式				内訳-1
(2) 3次元モデルの作成	モデル化した構造物がわかるように記載	式				内訳-2
(3) 3次元モデルの変更	モデルを変更した構造物がわかるように記載	式				
(4) 3次元モデルの活用(推奨項目)						
1) 視覚化による効果	重ね合わせによる確認	式				何を重ね合わせたのかわかるように記載
	現場条件の確認	式				3次元モデルに重機等を配置し、どんな現場条件を確認したか記載
	施工ステップの確認 (ステップ数:○ステップ)	式				ステップ数及び何を確認するために施工ステップを分けたのかを記載
2) 省力化・省人化	施工管理での活用	式				何に利用したのかわかるように記載
3) 情報収集等の容易化	不可視部の3次元モデル化	式				どこの不可視部を3次元化したのかわかるように記載
(5) 3次元モデルの照査						
1) 3次元モデル照査時チェックシート		式				
(6) BIM/CIM実施報告書の作成						
1) BIM/CIM実施報告書	3次元モデル作成引継書シート含む	式				
1.直接人件費 集計						

見積り様式や様式の説明書については国土交通省HPIにて公表しております。
<https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000140.html>

内訳-2 直接人件費内訳書													別紙-1
項目	単位	数量	技術者	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	合計		備考
			単価	80,200 円	75,800 円	64,800 円	57,000 円	47,200 円	38,400 円	33,600 円	人員	金額(円)	
3次元モデルの作成													
1) 線形モデル	km												
2) 地形モデル	km ²												
3) 地質・土質モデル	m, km ²												
4) 上部工モデル	径間												
5) 下部工モデル	基												
6) 付属物モデル	※												
7) 仮設工モデル	箇所												
8) 統合モデル	式												
9) 属性情報の付与	式												
必要な項目以外はハッチングで塗りつぶすか、削除してください。また、項目が不足する場合は、項目を追加して記載してください。													
・地形モデルの作成に利用したデータ(国土地理院の5mメッシュデータ、詳細図からTINサーフェス化、3次元測量データ利用等)を備考欄に記載ください。													
内訳備考欄に、3次元モデルの詳細度、作成範囲・基数・数量、属性情報の階層等、3次元モデルの精度や規模、構造がわかる情報を記載すること。													
※付属物モデルの単位は下記を用いる 支承:基 伸縮装置:m 排水装置(排水管・排水溝、鋼製排水溝):m 防護欄:m 落橋防止システム:基 検査路(上部工検査路、下部工検査路):m 照明:箇所													
合計													

BIM/CIM適用工事・業務における各種基準要領等について

・先述した見積り様式の他に、BIM/CIMを活用する上で適用する基準要領等を国交省HPにて公表しております。
BIM/CIM適用工事・業務の実施の際にご活用下さい。
国土交通省HP: https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000140.html



国土交通省

● 本文へ | 文字サイズ変更 標準 拡大 | ● 音声読み上げ・ルビ読み | English

Google 検索

● 検索方法 ● サイトマップ

● ホーム ● 国土交通省について ● 報道・広報 ● 政策・法令・予算 ● 白書・オープンデータ ● お問い合わせ・申請

技術調査

技術研究開発 | 技術管理 | 入札・契約 | 公共事業の評価 | 環境 | 情報技術 | 積算基準・工事成績等 | 建設施工・建設機械

ホーム > 政策・仕事 > 技術調査 > BIM/CIM関連基準要領等 (令和6年3月)

BIM/CIM関連基準要領等 (令和6年3月)

このページでは、BIM/CIMを活用する上で適用する基準要領等を掲載しています。
なお、過去の基準要領については現在適用しておらず、参考資料として使用してください。

直轄土木業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針

- ◆ 直轄土木業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針
 - 同解説
 - 別紙1 義務項目、推奨項目の一覧
 - 別紙2 設計図書作成の基となった情報の説明 (例)
 - 別紙3 BIM/CIM適用業務実施要領
 - 別紙4 BIM/CIM適用工事実施要領
 - 別紙5 BIM/CIM (統合モデル) 管理支援業務実施要領

様式・記載例等

- ◆ BIM/CIM適用業務・工事実施計画書 様式・記載例
- ◆ BIM/CIM適用業務・工事実施報告書 様式・記載例
- ◆ BIM/CIM活用効果定量的評価整理様式
- ◆ BIM/CIM適用業務における新たな見積り様式 説明書 様式 記載例 (橋梁・河川構造物・道路)
- ◆ BIM/CIM適用工事における新たな見積り様式 概要 説明書 様式・記載例
- ◆ 3次元モデル作成引継書シート
- ◆ 3次元モデル照会確認チェックシート
- ◆ BIM/CIM適用業務・工事における受注者が提出すべき資料の段階フロー

地方整備局等BIM/CIMホームページ

各地方整備局の取組みはこちら

- ◆ 関東地方整備局
- ◆ 中部地方整備局

運用指針
従来関係事務の運用に関する指針

NEWS
国土交通省の最新情報

HP公表資料

・BIM/CIMに関する実施方針・同解説等
(義務項目、推奨項目の一覧、各種実施要領等)

・実施計画書・報告書、見積り様式等の各種様式・記載例等

等々

DS(Data-Sharing)の実施(発注者によるデータ共有)

- 業務、工事の契約後速やかに、発注者が受注者に設計図書の作成の基となった情報を説明
- 受注者が希望する参考資料を発注者は速やかに貸与（電子納品保管管理システムの利用）

(記載例) ○○工事の設計図書の基となった参考資料

対象	説明内容
設計図	「R1○○詳細設計業務」と「R2××修正設計業務」を基に作成しています。「R1○○詳細設計業務」を基本としていますが、△△交差点の部分は「R2××修正設計業務」で設計しています。
中心線測量	「H30○○測量業務」の成果を利用して作成しています。
法線測量	「H30○○測量業務」の成果を利用して作成しています。
幅杭測量	「R1○○測量業務」の成果を利用して作成しています。
地質・土質調査	「H28○○地質調査業務」の地質調査の成果と「H30××地質調査業務」の地下水調査の成果を利用してしています。
道路中心線	「H28○○道路予備設計業務」において検討したものを利用しています。
用地幅杭計画	「H29○○道路予備設計業務」において検討したものを利用しています。
堤防法線	「R2○○河川詳細設計業務」において検討したものを利用しています。

- 共通仕様書等による成果物の一覧を参考にしつつ、過去の成果を確認し、**最新の情報を明確にする**。
- 業務成果が古い場合、修正(変更、追加)が多数行われている事業の場合、管内設計業務等で部分的に修正をしている場合は、**検討経緯、資料の新旧等に留意**して説明する。

(参考) 電子納品保管管理システムの利用 (R4.11から受注者利用開始)

これまで

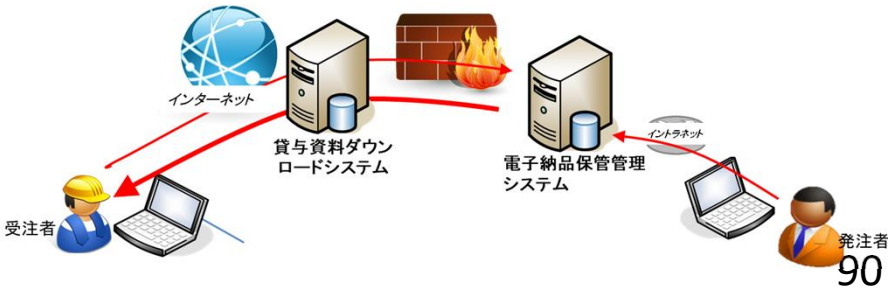
- CD等による受け渡し
 - ・ 発注者が探す時間、受注者が借りに行く手間・時間がかかる
 - ・ 受注者は渡されない成果の存在を知らず2度手間が生じることも



これから

- インターネットによる受け渡し
 - ・ 発注者の資料検索の効率化、受け渡しの手間・時間の削減
 - ・ **受注者による成果品の検索が可能になり、成果品活用の漏れを防ぐ**

受注者が必要な業務成果をダウンロードすることを発注者が許可



1. DXデータセンターの役割と機能

DXデータセンターの役割

- ・インフラ分野のDXに関する実証研究システム
- ・中小規模の施工業者等が、3次元モデルを活用することを支援するシステムを構築
(官民共同研究)

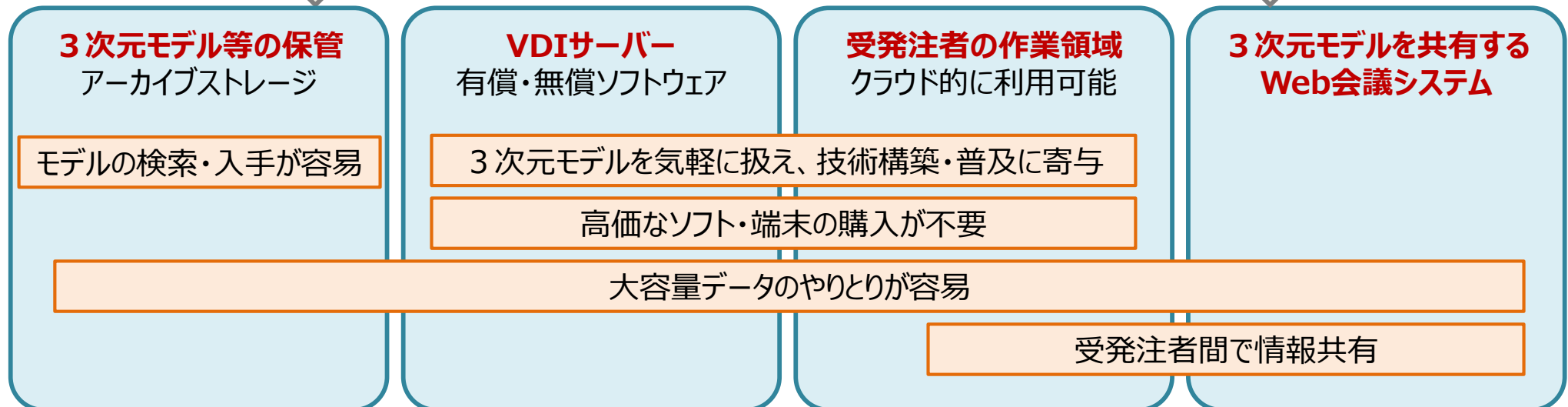
3次元モデルの活用における課題

データが散逸しており、過去の
(3次元モデル)成果品の入
手・参照が困難

中小規模の施工業者にとって、
3次元モデルを扱うソフト・端
末を調達・使用する負担が大
きい(技術・費用)

データのサイズが大きく、インター
ネット回線でのデータ受け渡し
が困難であり、3次元モデルの
共有が困難

DXデータセンターの機能

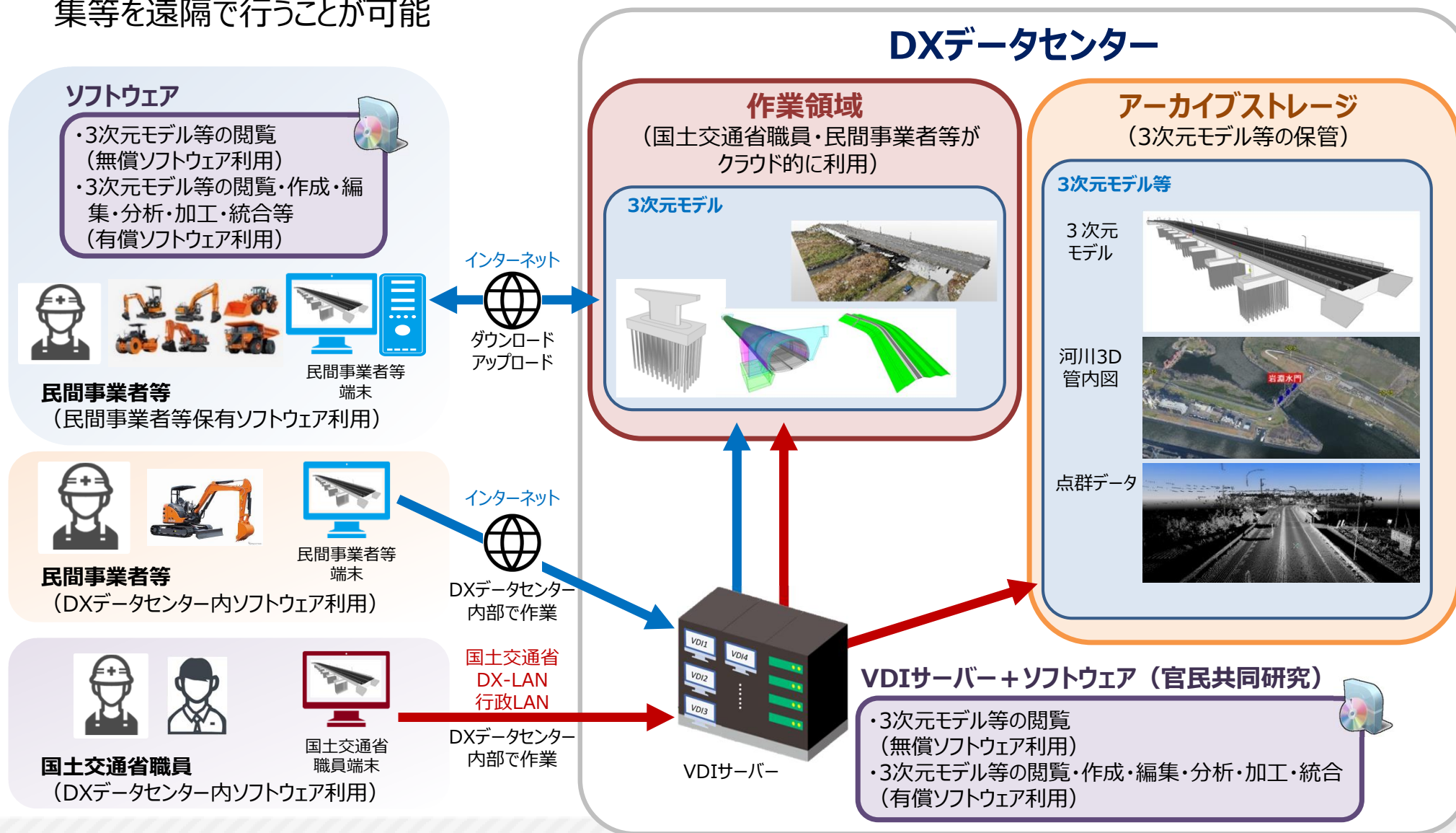


注) VDI (仮想デスクトップ基盤) : Virtual Desktop Infrastructureの略、別のコンピュータの画面を遠隔で操作する技術のひとつ
官民共同研究 : DXデータセンターにおける3次元データ利用環境の官民連携整備に関する共同研究

2. DXデータセンターの概要

○BIM/CIM等で用いる3次元モデル等を保管し、受発注者が測量・調査・設計・施工・維持管理の事業プロセスや、災害対応等で円滑に共有するための実証研究システムとして「DXデータセンター」を構築

○3次元モデル等を取り扱うソフトウェアを搭載することにより、受発注者が3次元モデル等の閲覧、作成、編集等を遠隔で行うことが可能



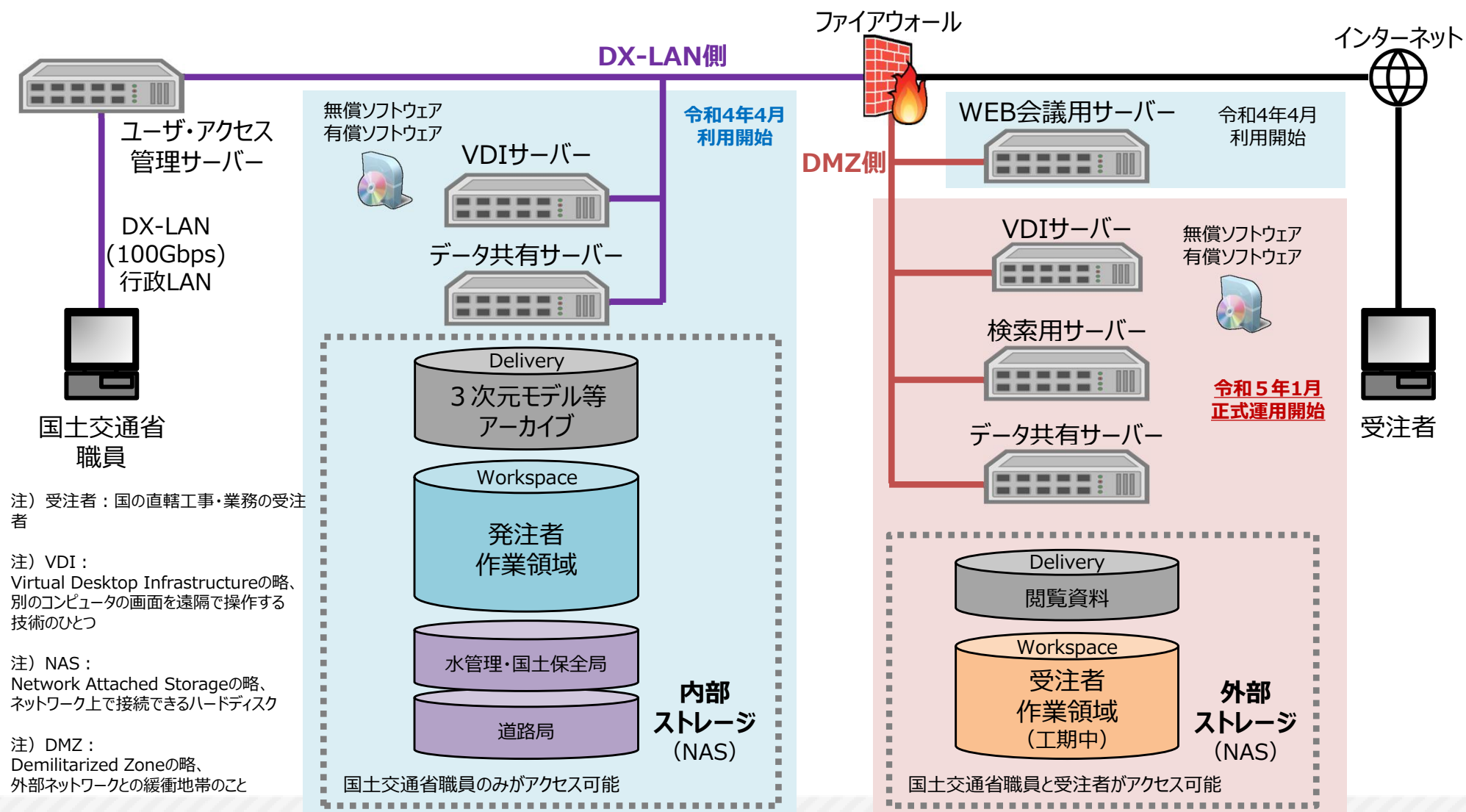
3. システム構成と運用状況

○令和4年4月から、国土交通省職員の利用を開始

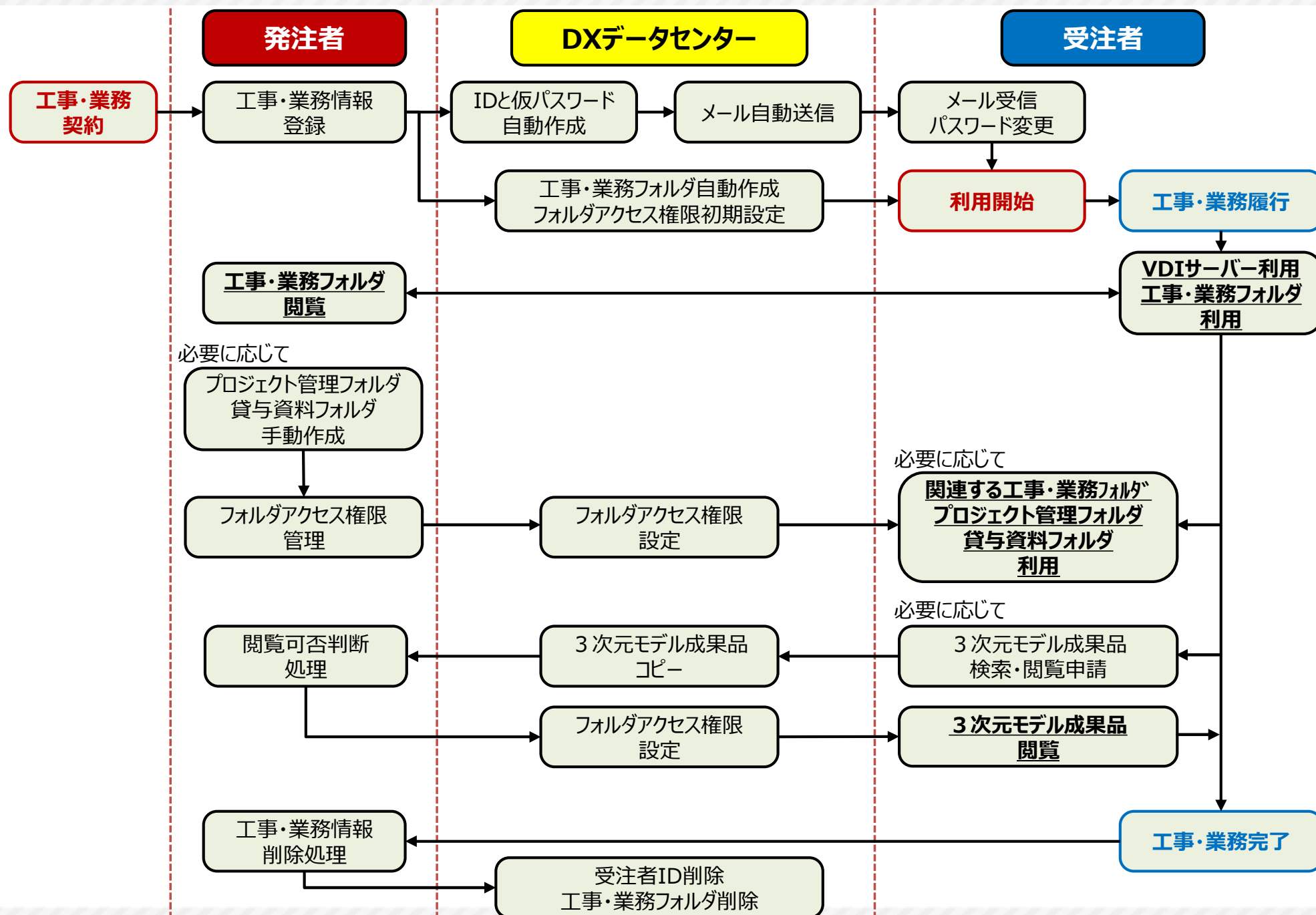
・内部ストレージの利用 ・無償ソフトウェアによる3次元モデルの閲覧 ・WEB会議システム

○令和5年1月より正式運用開始

・インターネット経由での受注者の利用 ・有償ソフトウェアの利用（官民共同研究）



4. DXデータセンターの利用の流れ



2. 業務におけるASPの活用

業務における情報共有システム(ASP)の活用について

受発注者双方の業務効率化を目的に、平成27年度より原則全ての土木工事において情報共有システム(ASP)を活用しています。

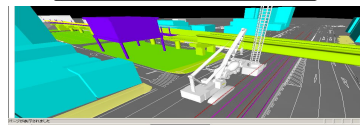
令和5年度より、対象を原則全ての業務(※)に拡大し、運用を開始します。

(※測量、地質調査、設計業務等(発注者支援業務含む))

■情報共有システム (ASP) 概念図



■機能例

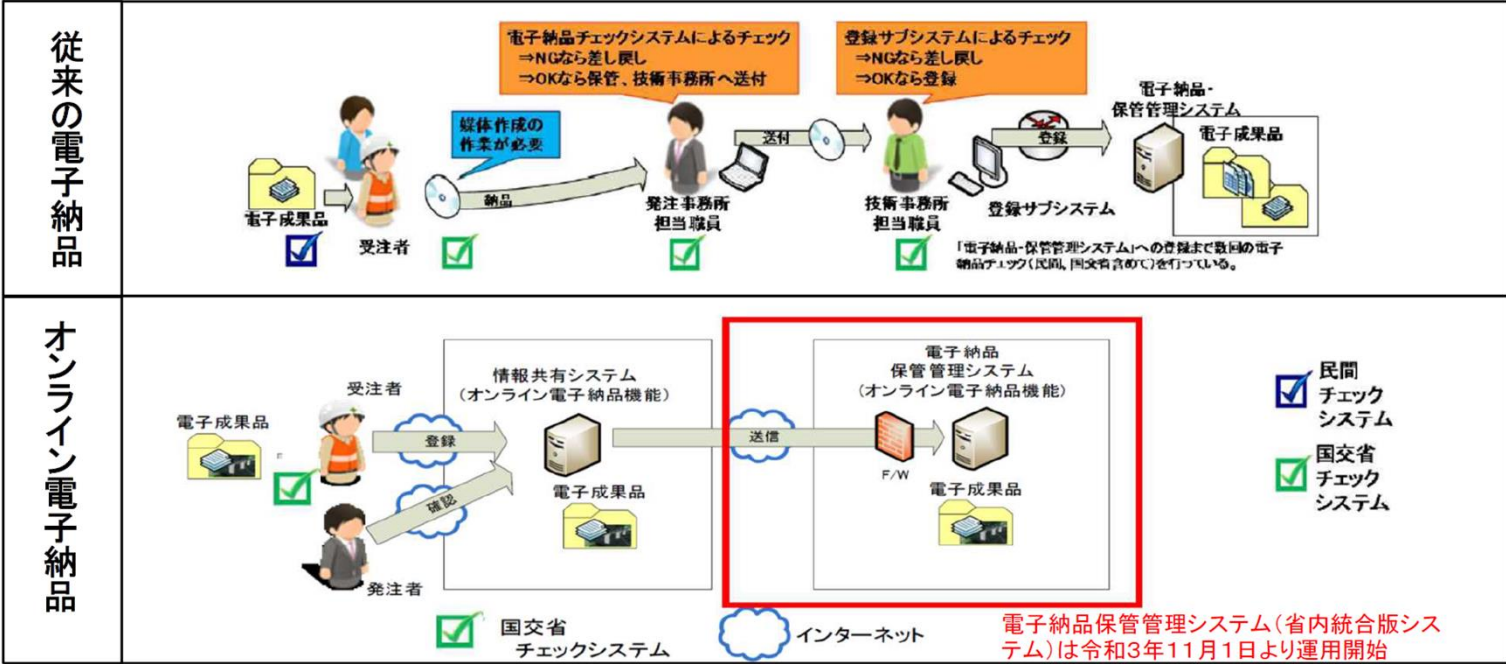
決裁処理機能	掲示板機能	スケジュール管理機能	3Dビュー機能	書類管理機能
				
Webを介して決裁を行うことで、対面回数の削減、決裁状況の見える化、ワンデーレスポンスの効率化	質疑事項の回答と決定、変更箇所などの過程を記録でき、状況確認を行いながら業務の履行が可能	検尺の立ち合いや打合せなど、複数業務のスケジュールを管理でき、日程調整などの効率化	BIMCIMデータをweb上で表示しながら打合せを実施。変更事項を適宜反映可能	大容量データの共有や、変更履歴の管理を行うことにより、業務履行を効率化

3. オンライン電子納品の運用拡大について

オンライン電子納品の運用拡大について

これまで電子成果品は、CD-RやDVD-R等の電子媒体に格納し納品としておりましたが、作業の効率化等のため、土木工事を対象に情報共有システム(ASP)を利用したオンライン電子納品を令和3年12月より運用しています。
令和5年度より、対象を業務にも拡大し、運用中。

○オンライン電子納品



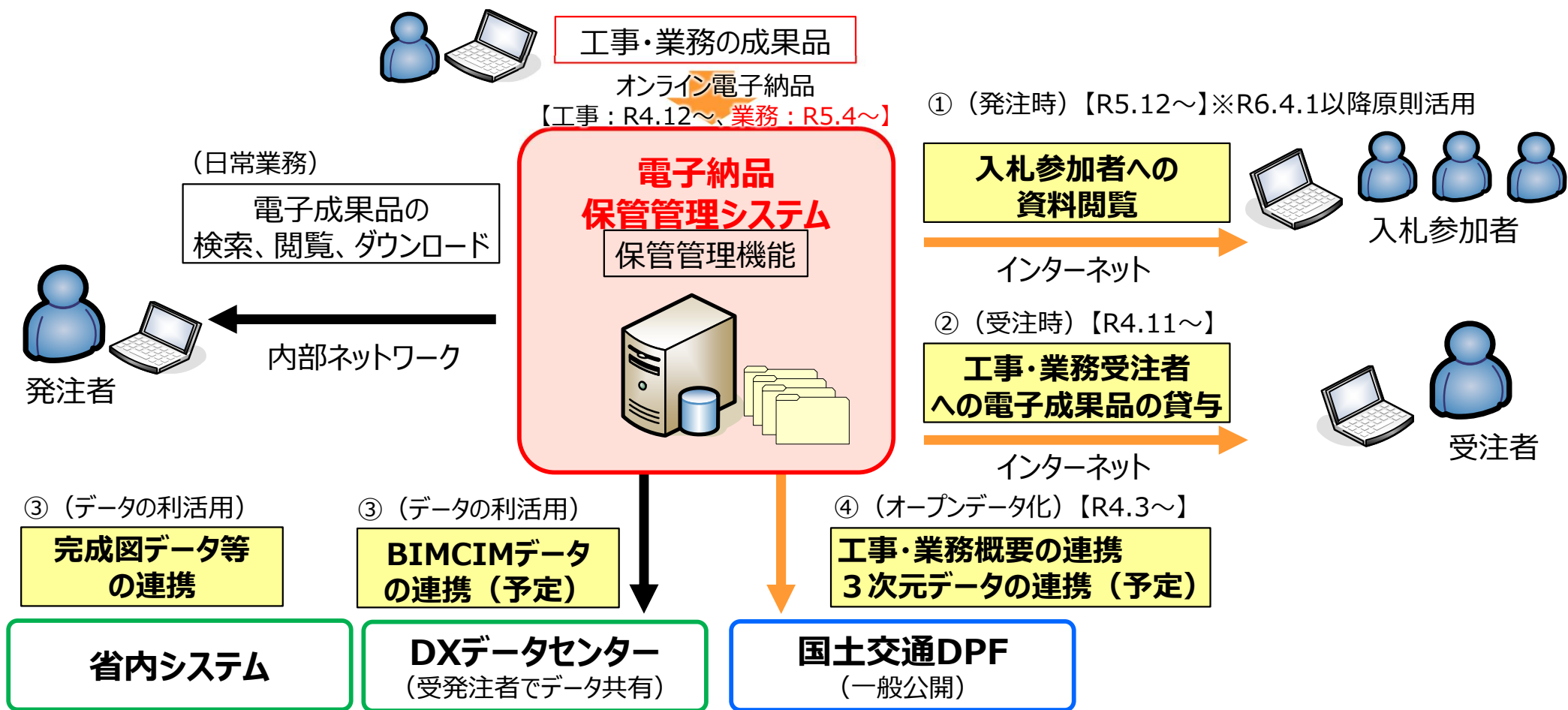
オンライン電子納品構成イメージ

<オンライン電子納品の対象>
・原則すべての土木工事、電気通信設備工事、機械設備工事、業務を対象
(ASPを利用していない業務は対象外)

※オンライン電子納品の実施が困難な場合は、適宜電子媒体での納品に切り替えるなど柔軟な対応とします。
※詳細は「オンライン電子納品実施要領」「電子納品等運用ガイドライン」を参照すること。

電子納品保管管理システムの機能改善

- 電子納品・保管管理システムの保管管理機能に加え、発注時及び履行中の受発注者間のデータ利活用機能等を追加。
 - ①(発注時)入札参加者への電子成果品の閲覧(R5.12～ ※R6.4.1以降入札手続きを開始する案件は原則活用)
 - ②(受注時)工事・業務の受注者への電子成果品の貸与(R4.11～)
 - ③(データの利活用)DXデータセンター、省内システムとのデータ連携
 - ④(オープンデータ化)国土交通DPFとのデータ連携(R4.3～)
- インターネットを介して電子納品を行うオンライン電子納品を開始(工事:R4.12～、業務:R5.4～)



4. コリンズ・テクリス登録内容確認の オンライン化について

令和5年11月よりコリンズ・テクリスにおいて「登録内容確認システム」が導入されております。
事務手続きの簡素化・迅速化を図るため、原則「登録内容確認システム」をご活用願います。

登録内容確認のオンライン化（共通）

- 目的・期待
する効果
- 署名を廃止し、ペーパーレス化等、受発注者双方の事務手続きの簡素化に対応します。
 - 発注機関が確認した内容とその結果の証跡をデータとして保持し、発注機関が確認していない実績データの登録防止に努めます。

